

税額以上轉嫁する場合あり、以下の事あり、少しも轉嫁せざるのみか増税後返つて價格が下落し増税の全部を生産者が負擔してゐる場合もある。而して此點に於ても卸賣と小賣とにより影響が異つてくるのである。³⁸⁾

かくて Schanz は次の結論に達したのである。「間接消費税の影響なるものは極めて複雑にして、決して單純なる轉嫁關係により之を説明するを得ないのである。從來轉嫁の可能性と云へば、單に價格の方面のみに目をつけてゐたが、其他に品質を悪くするとか、弱小企業組織を犠牲にし大企業組織と連絡する事によつて生産を改善するとか、生産者及び小賣商の利益を切り下げるとか、ありとあらゆる事が考へられる。而も、此等の現象は、離れ離れに行はれると共に、同時に生起する事もあり得るのであるから、問題は、いよいよ迷宮に入らざるを得ない」と云ふのである。

Conrad が穀物關稅にて試みし所を一層詳細に研究し、且つ彼の試みざりし所を新たに研究したのが Schanz の功績である。研究材料の多少に應じ、或は地方麥芽税により、又は州麥芽税により、最後にライン・バルツの特殊研究を實

38) Schanz; a. n. O. S. 596—599

39) Schanz; a. n. O. S. 602—603

行せしが如き、後世の研究者の教へらるゝ所が少くなす。

三 Laspeyres

E. Laspeyres の租税轉嫁に關する統計的研究は、*Finanz-Archiv* 1901. S. 46—282 に發表せられし *Statist. Untersuchungen zur Frage der Steuerüberwälzung, geführt an der Geschichte der preussischen Mahl- und Schlachtsteuer* と題する大論文である。其内容の一部は已に土方博士及び阿部博士によつて我が學界に紹介せられてゐるから、茲にはなるべく重複を避けて記述を進める。⁴⁰⁾

Laspeyres の研究は、實に二十餘年の勞作の結果であつて、Schanz のそれと好對照をなしてゐる。Schanz の研究がバイエルンの産物なるに對し、Laspeyres はプロイセンの大藏省及び内務省、ヘッセンの内務省の後援を得て始めて其研究を完成したのである。⁴¹⁾更に Schanz が麥芽税を調査せしに反し、Laspeyres の研究對象は穀粉税及び屠畜税である。

Laspeyres の研究は、彼が明かに示してゐる様に、方法論を重んじ結果を従としたる所に其特色を有してゐる。従つて穀粉税及び屠畜税の轉嫁を研究す

40) 土方博士；財政學の基礎概念 338—341頁

阿部博士；財政學 191—194頁

41) Laspeyres; *Statistische Untersuchungen zur Frage der Steuerüberwälzung*. S. 46

るに當つても、此等の租税が轉嫁せしや否や、而して轉嫁の態様如何と云ふ問題それ自身は彼にとつては重要でなく、寧ろ彼は此問題を一般的に擴げて方法論化せんと試みたのである。換言せば、生産費の増減は果して當該生産物の價格に影響するや否や、影響するとせば其程度如何を調べ、更に進んで統計なるものは如何なる程度迄かゝる影響を數字的に實證するを得るやを彼は明かにせんとするのである。かくて Laspeyres は、穀粉税及び屠畜税の具體的問題より出發し、最後には、社會科學は其研究手段として實驗の方法を用ふるを得ないが、統計的研究方法によつて其缺陷を補ふを得ざるかの根本問題に觸れんとしてゐるのである。⁴²⁾ 要するに Laspeyres は研究方法に特段の興味を有してゐるのであるから、彼の研究を批評するに際しても此の點を充分に考慮する必要がある。

問題となつてゐる穀粉税と屠畜税とは、千八百二十一年に設けられ、千八百七十四年末迄存続し、千八百七十五年一月に廢せられたのである。従つて、此等の租税の轉嫁の研究は、次の三段に分れるのである。

第一は、千八百二十一年に此等の新税を起した事が當該商品の價格をそれだけ引上げたかどうか、即ち新税が納税者より擔税指定者たる消費者に進轉したかどうか。

第二に、千八百二十一年から千八百七十四年末迄此等の租税が行はれてゐたのであるが、此間に當該商品は税額だけ高價を維持してゐたかどうか。第三は、千八百七十五年の始に此等の租税が廢止せられた際に、當該貨物の價格は税額だけ下落したかどうか。

の三種の研究が、それである。本來ならば第一、第二、第三と、時の進行を追つて研究すべきであるが、過去に遡れば遡る程統計材料が貧弱であるから、Laspeyres はこの順序を逆に歩み、最初に此等諸税の廢止の影響を見、次に存続中の影響を見、最後に、此等の租税を創設した時の轉嫁の状態を調べんとしたのである。而も Laspeyres は、穀粉税及び屠畜税を廢した結果が當該商品の價格の上に如何なる影響を與へたと云ふ事即ち彼の計畫せし研究の第一部門を扱ふに止まつたのである。⁴³⁾

43) Laspeyres; a. n. O. S. 49—50

42) Laspeyres; a. n. O. S. 48

然し此種の研究に就いては、大に注意すべき事がある。税率が上つた時に當該商品の價格が恰もそれだけ騰貴した所で、轉嫁が行はれたと直に云ひ得ないと共に、税率が下つた時に當該商品の價格が何等の變動を示さなかつたとして、減税の影響少しもなしと斷言するを得ないのである。蓋し當該商品の價格を定むるものとしては、間接消費税以外に幾多の複雑なる要素が存在してゐるから、此等の *disturbing factors* を凡て割引して始めて間接消費税の影響に關する議論が成立するからである。かの、當該商品の價格と間接消費税の税率とを絶對額により單純に比較するが如き、素朴なる研究方法は、之を避けねばならぬ。

然らば間接消費税以外の他の要素を遊離して相對的に間接消費税の轉嫁を研究するには如何なる方法を選ぶべきか。Laspeyres は所物時の三つの點に着眼したのであつた。⁴⁵⁾ 第一、所の要素としては、穀粉税及び屠畜税の行はれざりし都市に於ける價格の變動を参照したのである。

44) Laspeyres; a. a. O. S. 50 u. 51

第二、物の要素としては、穀粉税及び屠畜税の課税物件以外の商品に就き價格の變動を見たのである。

第三、時の要素に關しては、穀粉税及び屠畜税の變動なき時の物價の動きを見たのである。

この所物時の三者を考慮し、當該租税のある所とない所と、當該租税の課せられてゐる商品と然らざる商品と、當該租税の廢止せられし時と然らざる時とを區別して、此等の諸事情を割引して尙且つ轉嫁が行はれしや否やを研究する方法を採用したのが、Laspeyres の研究方法の特長である。

Laspeyres は廢税の影響に就き、廢税の程度、廢税直後の價格の變動等を六項二百餘頁にわたり研究を遂げたのであるが、其結果として、廢税を中心とした二箇月間に即ち千八百七十四年十二月と千八百七十五年一月との間に價格の變動ありし事を實證し得たのである。⁴⁶⁾

彼の引用せし諸表を見る。穀粉税及び屠畜税の行はれし諸都市に於ては、穀粉税及び屠畜税が廢止せられし結果として、當該商品の價格が大いに低落

45) Laspeyres; a. a. O. S. 279

46) Laspeyres; a. a. O. S. 138 u. 209

土方博士; 財政學の基礎概念 333—341頁

阿部博士; 財政學 191—194頁

したのである。而して其低落の程度を考ふるに、——税額以下の低落を見たる少数都市は例外として——大多數の都市は税額又はそれ以上の低落を見たのである。勿論此時に於ける商品價格の低落が穀粉税及び屠畜税の廢止以外の事情に基く事も考へ得べきであるから、穀粉税及び屠畜税と關係なき都市に於ける價格の變動、穀粉税及び屠畜税と沒交渉なる商品の價格の變動をも一應は調べたのである。其結果を見るに、穀粉税及び屠畜税の行はれし此等の都市に於て、此等諸税の廢止後に見たる課税物件の價格の低落なるものは、

- 一、穀粉税及び屠畜税の行はれし都市のみに起り、其他の都市に於ては全く見ざる現象であり
- 二、穀粉税及び屠畜税の課税物件にのみ生じ、他の商品には行はれず
- 三、穀粉税及び屠畜税の廢止の際のみに起り、其他の時には例を見ないのであつた。此等の諸事情を綜合したる結果、穀粉税及び屠畜税の廢止そのものが課税物件の價格を引下げたりとの結論に到達したのである。⁴⁷⁾

Laspeyresの方法は、相對的研究方法で且つ遊離的研究方法である。彼は研

47) Laspeyres; a. a. O. S. 279 u. 281

48) Hager; Die Ueberwälzung der Zuckersteuer 1893. Dierschke; Progressive Besteuerung des Grossbetriebes bei einigen Verbrauchssteuern 1903.

究方法を重んずる餘り、其結果をまとめる事には充分の努力を拂はなかつたのである。其所に Laspeyresの研究の強味もあり弱味も存してゐる。

四 批評

以上 Conrad, Solanz, Laspeyresの三者につき、經濟的原則を主とする轉嫁の統計的研究を明かにしたのであつた。此種の研究としては、尙 Carl Hager, Josef Dierschke, Leo Petritsch, Hiermann Fitz, Karl A. Lange等の勞作を數へる事が出来る。⁴⁸⁾

本論文は、その研究せんとする所が恰も經濟的原則を主とする酒税轉嫁の統計的研究であるから、Engel, Jassalle, Neumann, Monbert, Gerlotz等の研究よりも事ろ此等 Conrad, Solanz, Laspeyres等の諸研究により致へられる所が少くない。然し「酒税の轉嫁を論ず」の表題の示すが如く、問題の對象が我國財政獨特の現象たる酒税の轉嫁であるから、Conrad以下の研究方法を其儘に應用するを得ないのである。殊に次の二點は最も注意すべき差異である。

一、我國の酒税は國税にして地方税でないから、全國一様に行はれてゐる。

Petrtsch; Zur Lehre von der Ueberwälzung der Steuern 1903. Fitz; Die Weinstener 1908. Lange; Wirkungen des bayerischen Malzaufschlaggesetzes vom 18. März 1910. 1916

従つて植民地及び外國を考慮に加ふれば兎に角、然らざる限りは轉嫁關係を土地的に遊離して考へる事が出来ない。これ Courad が關稅區域内のみの穀物關稅を捕へ、Zollars が地方麥芽税を研究し、Laspeyres が地方穀粉税及び屠畜税に用ひたるとは異りたる研究方法を採らねばならぬ所以である。

二、我國の酒税は、その根據たる法律が統計材料の完備せざる明治二十九年に定められ、それ以來——大正十一年四月に洋引減量及び貯藏減量の増加のみを行ひたる場合を除き——一回も輕減せられたる事もなければ又廢止せられた事もないのである。従つて新税を起したる影響、廢減税の際の影響よりして轉嫁關係を見んとする方法は共に斷念すべく、問題は増税の際の轉嫁關係のみとなるのである。これ Laspeyres 等の研究方法と異らざるを得ない第二の理由である。

以上の二點に就いては遺憾ながら前掲の研究方法に従ふ事が出来ない。

然し其他の點に於ては、材料の蒐集、吟味、分析、綜合等の諸點に關し、ひたすら先

輩の研究の精神を参考にしたのである。以下、章を分ちて、酒税轉嫁の統計的研究を専ら經濟的原則を中心として進めて行くのである。

第二章 我國酒稅の内容

酒稅轉嫁の統計的研究を試みるに當つては、先づ第一に我國の酒稅の内容を明かにする必要がある。現行酒造稅法(大正十五年三月法律第十四號)には次の規定が設けられてゐる。

第四條 酒類を製造する者には其造石數に應じ左の割合を以て造石稅を課す

第一種 酒精分二十三度以下の濁酒 一石に付 三十六圓

第二種 酒精分二十三度以下の清酒、白酒及酒精分三十度以下の味淋、燒酎 一石に付 四十圓

第三種 酒精分三十度を超え四十五度以下の燒酎 一石に付 前號の金額に酒精分三十度を超ゆる一度毎に一圓五十錢を加へたる金額

第四種 酒精分二十三度を超ゆる清酒、濁酒、白酒、酒精分三十度を超ゆる味淋及酒精分四十五度を超ゆる燒酎 一石に付 酒精分一度毎に一

圓八十錢

前項に於て酒精分と稱するは攝氏檢温器十五度の時に於て原容量百分中に含有する〇・七九四七の比重を有する酒精の容量とす

第六條 造石税の納期を分ち左の四期とす

第一期 七月十六日より同三十一日限 前年十月一日より其年四月三十日まで査定石數に係る税額四分の一

第二期 十月十六日より同三十一日限 同上

第三期 翌年二月十六日より同二十八日限 同上及其の年五月一日より九月三十日まで査定石數に係る税額二分の一

第四期 翌年三月十六日より同三十一日限 前納額の殘數

第八條 酒類の造石數は製成の時之を査定す

酒類の造石數を査定するは容器の容量に依る、但し命令の定むる所に依り清酒は査定石數の百分の七以内、味淋は査定石數の百分の三以内、焼酎は査定石數の百分の二以内の洋引減量又は貯藏減量を控除することを

得

現行酒造税法は、其源を明治二十九年法律第二十八號に發してゐるが、其後明治三十一年、同三十四年、同三十八年、同四十一年、大正七年、同九年、同十一年、同十五年の數回の改正をへて現今に至つたのである。第四條は酒税が造石税であり且つ其税率が従量税たる事を規定し、第六條は納期を定め、第八條は洋引減量及び貯藏減量を明かにしてゐる。造石税であり而して四期分納である事が清酒庫出税の問題と關連し、更に單純なる従量税率にして且つ洋引減量及び貯藏減量の規定を設けてゐる事が税率の特色である。

以下、酒税の中軸をなす清酒造石税を捉へて財政學上重要なる諸點を研究する。問題は、清酒庫出税と租税立替と、税率の問題との二つに分れる。

第一節 税率の問題

第一款 税率と洋引減量及び貯藏減量

現行酒造税法は、第四條に於て清酒一石につき四十圓の従量税率を規定し、更に第八條に洋引減量及び貯藏減量百分の七の規定を設けてゐる。清酒は、その製成の後に、製成高の一部が洋として沈澱して不用に歸し更に製成高の一部が貯藏の間に減少し、結局庫出して市場に出し得る石數は製成石數より少いものとなつて来る。従つて清酒一石につき四十圓の従量税を課するにしても、製成石數全體を課税物件とせず、製成石數より洋引減量及び貯藏減量百分の七を差引きたる殘額を査定石數としてこれを標準に課税する事となつてゐる。

通常、清酒造石税の税率と云へば、酒造税法第四條の一石四十圓のみに着眼してゐるが、精密に云へば更に酒造税法第八條の洋引減量及び貯藏減量を顧

慮せねばならぬのである。蓋し洋引減量及び貯藏減量なるものは、年を逐ふて其率を増して來たのであるから、實際上の税率を算定する爲めには此をも併せ考へる必要がある。明治二十九年以來の清酒造石税の従量税率、洋引減量及び貯藏減量、兩者を顧慮したる實際の税率の三者を表示すると次の如くである。⁴⁹⁾

第二十表 清酒造石税の税率表(製成高一石につき)

年次	従量税率	洋引減量及び貯藏減量	實際の税率
明治二十九年十月以降	七・〇〇圓	二%	六・八六圓
明治三十二年一月以降	二・〇〇	二	二・六
明治三十四年十月以降	一五・〇〇	二	一四・七〇
明治三十七年四月以降	一五・〇〇	二	一五・一九
明治三十八年一月以降	一七・〇〇	二	一六・六六
明治四十一年三月以降	二〇・〇〇	二	一九・六〇
大正七年四月以降	三三・〇〇	五	三二・八五
大正九年八月以降	三三・〇〇	五	三二・三五
大正十一年四月以降	三三・〇〇	七	三〇・六九
大正十五年四月以降	四〇・〇〇	七	三七・三〇

49) 大藏省臨時調査局；内國税の税率及納期に關する沿革摘要

第二十表の示すが如く、我國の清酒造石税は無等級の從量税である。無等級なる事によつて累進税率との比較の問題が起り、從量税たる事によつて酒價の變動との關係を生ずるのである。

第二款 清酒造石税と累進税率

獨逸帝國の所得税法(一九二〇年三月二十九日)は、最低一〇%より始まり最高六〇%に終る超過額累進税率を規定してゐる。⁵⁰⁾ 同様に我國の所得税法も累進税率を採用してゐる。假に第三種所得に就いて云へば(大正十五年法律第八號)最低〇・八%最高三六%の超過額累進税が行はれてゐるのである。次に間接消費税の方面を見る。獨逸の麥酒税法(一九一八年七月二十六日)は、再三の修正の後、各醸造所の一年度の造石高に對し——一ヘクトリッター當り——次の如き累進税率を課してゐる。⁵¹⁾

始の 二、〇〇〇 H.L.に對し	五・〇〇	次の 三、〇〇〇 H.L.に對し	五・六〇
次の 八、〇〇〇 H.L.に對し	五・一〇	次の 六〇、〇〇〇 H.L.に對し	五・九〇
次の 一〇、〇〇〇 H.L.に對し	五・二五	それ以上	六・一〇
次の 二〇、〇〇〇 H.L.に對し	五・四〇		

之に反し、我國の麥酒税法(大正十五年法律第十七號改正)は、麥酒製造石數一石につき二十五圓、酒造税法(大正十五年法律第十四號改正)は、清酒造石數一石につき四十圓——洋引減量及び貯藏減量を顧慮すれば三十七圓二十錢——といづれも比例税率を規定してゐる。擔税者と納税者とが原則として一致する所得税に於ては、我國にも獨逸にも累進税率が行はれてゐるから問題が無い、然るに、間接消費税の或者にては、獨逸に累進税率が行はれ我國に比例税率が用ひられてゐるのは、果して何に基因してゐるのだらうか。大企業家の醸造したる清酒は大所得者必ず之を消費し、小醸造家の清酒を飲用する人が必ず小所得者なりとせば、而して間接消費税が兩者に同じ様に轉嫁するものとせば、大企業家に高率を課し小企業家に低率を課する事も了解し得るのである。然しこの假定は我等の常識と

50) Eheberg; Grundriss der Finanzwissenschaft. S. 103. Heusel; Steuerrecht. Anhang. Strutz; Handbuch des Reichssteuerrechts. S. 211
51) Eheberg; S. 145. Heusel; Anhang. Strutz; S. 850

は可なり隔つてゐる様である。間接消費税にも累進税率を採用する必要ありと説ける Josef Dierschke は、其根據を中産階級保護政策に求めてゐる。曰く「大企業が榮え小企業が衰へるのは、生産費の關係よりして抗し難き自然の大勢である。只此趨勢を緩和する一方策として、或種の間接消費税に累進税率を採用する事が最も機宜に適してゐる」と。獨逸の間接消費税にして嘗て累進税率を採用し又現に採用してゐるもののあるのは、一に生産方面に於て中小企業を保護せんとする *Mittelstandspolitik* の趣旨に出てゐるのである。

間接消費税に累進税率を採用する事の是非は暫く措き、Dierschke の主張の前提たる大企業集中の趨勢なるものは、我國にも存在してゐるのだらうか。彼は獨逸の製糖業、火酒醸造業、麥酒醸造業の三者に就き調査したのであるが、私は専ら我國の清酒醸造業に就き研究を進めた。

その研究方法は後に述ぶる事として、私の研究の結果としては

第一 大企業集中の傾向著しき事

第二 大企業集中の原因が生産方面にあらざして寧ろ販賣方面に存す

る事

の二つの事實を實證し得たのである。

第一の事實は、Dierschke が獨逸の製糖業、麥酒醸造業、火酒醸造業に就いて統計的に實證したる所と全く符合してゐる。第二の事實は、獨逸に於ける大企業集中の原因が生産方面に存するのと對し、顯著なる特色を示してゐるのである。

租税に純財政的目的以外の他の要素として *Mittelstandspolitik* を加ふべきか否かが一つの問題である。加ふるに、我國の清酒醸造業に於ける大企業集中の趨勢は、其の原因が獨逸の場合と全く異つてゐるのである。果して然らば中産階級保護政策の目的を以て、獨逸の税法を我國に輸入するに當つても慎重なる研究を積む必要がある。清酒造石税には、複雑極り無き租税轉嫁の問題が常に伴ふのである。従つて清酒造石税の累進税率の問題に就いても此方面に一層深き考察を拂はねばならぬのである。

52) Dierschke; Progressive Besteuerung des Grossbetriebs bei einigen Verbrauchssteuer

53) 本書257-266頁

第三款 酒價の變動と從量税

租税は之を税源より徴收するものである。然し課税技術上の關係からして、税源を直接に捕捉する事を避け、通常次の如き経路を辿る事となつてゐる。

税源—課税物件—課税標準—課税單位—税率—租税額

即ち第一の階段としては、税源に於て結局何より支拂はしむべきかを先づ明かにし、更にこの税源より租税を徴收する爲めに如何なる物體に課税すべきや、即ち課税物件の問題を定めねばならぬ。實質的及び形式的財産税の可否の問題、單一税の得失の議論、租税制度の編成方法等の財政學上重要な凡ての問題は、この第一の階段に含まれてゐるのである。

次に第二の階段に於ては、課税物件に關連して課税の標準となるべきものを定め、この課税標準の一定量たる課税單位に一定の税率を乗じ租税額を算定するのである。この場合に、課税標準從つて課税單位が數量にて示さるる時には、之に對する税率を金額にて示し、又課税單位が金額によつて現はさる

る際には、税率を百分比の形にて示すのである。所謂從量税と從價税との區別は、この點より生ずる。即ち

從價税 \parallel 課税單位(金額) \times 税率(金額)

從量税 \parallel 課税單位(数量) \times 税率(百分比)

なる表式の示すが如く、地價百圓(課税單位)につき百分の四(税率)を徴收する地租は從價税にして、造石高一石(課税單位)につき四十圓(税率)を課する清酒造石税は從量税に屬してゐる。

課税の第一の階段は、この第二の階段をへて始めてその所期の目的を達する事が出来る。第二の階段が好都合に運ばなければ、第一階段に如何なる理想を畫いて置いても、結局は無意味に歸するのである。現に、第二の階段に於て從量税の形式をとれる清酒造石税が、酒價の變動なる事實に直面したが爲めに、第一段に於て立法者の夢想だにしなかつた結果を齎してゐるのである。以下私は「酒價の變動と從量税」の問題を中心にして、課税の第一階段と第二階段との關係を明かにする。尙、本問題に關しては、已に神戸博士が理論的

に論じ盡してゐられるから、私は専ら、我國に存する現實の數字に立脚して問題を扱ひたいのである。

我國の清酒造石税は、清酒の消費により示さるる所得を税源とし、清酒の醸造と云ふ事實を課税物件とし、清酒の造石高を課税標準に定め、課税單位は造石高一石、而して税率を金額によつて定めてゐる。問題は、第二階段に屬する清酒の従量税率が、第一階段の出發點たる税源即ち清酒の消費により示さるる所得に適合するや否やに存する。

清酒造石税に於て、課税單位の價格に對し従量税率が實質上如何なる割合を占めてゐるかを調べる爲めに、次の手續をとつた。即ち明治三十七年度より大正十四年度に至る主税局統計年報書の⁵⁵⁾物價表より、清酒の石當り卸賣値段(全國平均)を選び出し、問題の性質からすれば、清酒の小賣値段を調べ且つ毎月にわたり算定すべきであるが、適當の材料がないので斷念した、此を清酒の従量税率と比較したのである。此場合この兩者を如何に組み合はすかを考へる必要がある。この組み合はせの問題は、税率の變動の時期及び事情によ

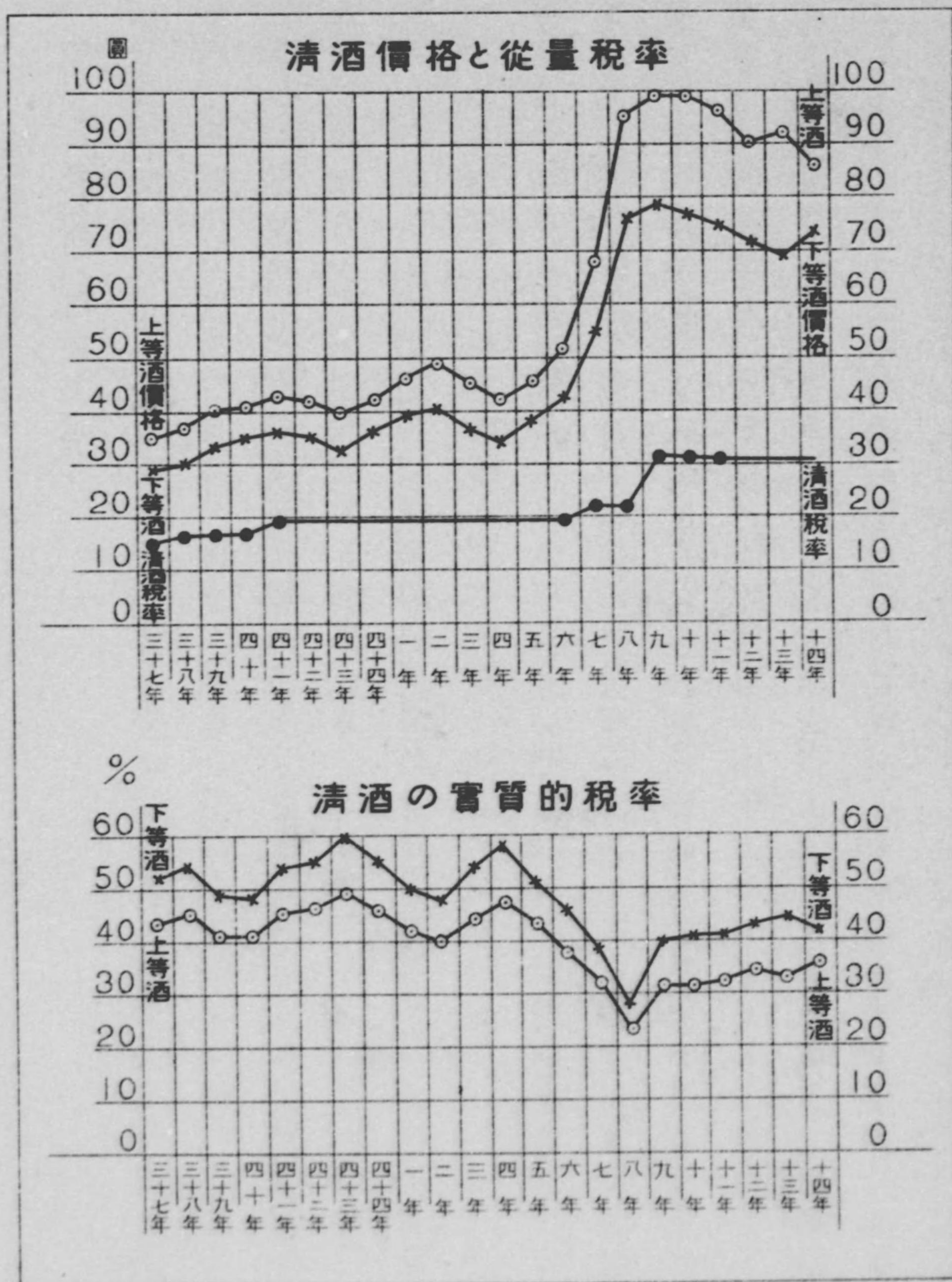
54) 神戸博士：不景氣と租税（經濟論叢第十八卷第四號）
55) 主税局第三十一回——第五十二回統計年報書：物價表

り價格變動の時期に影響が來るから、一應顧慮せねばならぬが、此所ては、計算の便宜上、各年度の清酒の石當り價格を分母とし、當該年度の従量税を分子として計算を行つたのである。第二十一表は其結果である。

第二十一表 酒價の變動と従量税との比較對照表

年	清酒の價格(地價)		清酒の實質的税率	
	上等品	下等品	上等品	下等品
明治三十七年	三三・九六	二八・三三	四四・四%	三三・五%
明治三十八年	三三・〇八	三〇・六〇	四四・九%	三四・四%
明治三十九年	四〇・三三	三三・六〇	四二・二%	四九・五%
明治四十年	四〇・九〇	三三・七四	四〇・七%	四七・九%
明治四十一年	四三・六	三六・四	四三・一%	四七・八%
明治四十二年	四三・〇五	三五・四	四六・六%	五三・三%
明治四十三年	三九・七五	三五・美	四九・三%	六〇・一%
明治四十四年	四一・九四	三五・六七	四六・七%	五四・九%
明治四十五年	四六・三	三九・〇一	四三・一%	五〇・二%
大正二年	四八・九一	四〇・三五	四〇・〇%	四八・六%
大正三年	四四・九〇	三六・三	四四・六%	四四・一%
大正四年	四一・九五	三三・八	四七・七%	五七・九%

第一圖表 酒價の變動と清酒税との比較對照表



第二十表にて明かなるが如く、清酒の稅率の引上げは三十八年、四十一年、七年、九年の四回に上つてゐるが、その凡ての場合に於て實質的稅率は形式的の從量稅率よりも上り方の程度少く、特に大正七年の清酒の從量稅の引上げの

第二十一表を一瞥すると、二つの事實を容易に發見する事が出来る。一つは、相等しき從量稅が上等品下等品によつて其實質的の負擔の割合を異にせる事、二は、從量稅の變動と實質的稅率の變動とが別箇の方向を辿つてゐる事である。

大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
正	正	正	正	正	正	正	正	正	正
十	十	十	十	十	九	八	七	六	五
四	三	二	一						
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
六・六	六・三	六・〇	五・八	五・〇	四・九	四・九	四・八	四・七	四・三
五・五	五・三	五・〇	四・七	四・七	四・六	四・五	四・三	四・二	三・九
三・四	三・三	三・二	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇	三・〇
四・七	四・八	四・九	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇

酒部の轉嫁を論ず

際の如き實質的の税率は返つて前年より低下してゐると云ふ變態を呈してゐる。更に大正十一年には、洋引減量の増加により酒造税率は下つてゐる筈であるのに、實質上の税率は、逆に上昇してゐると云ふ有様である。又清酒の従量税率が變動なき際に實質的税率が單獨に變化してゐる事は、隨所に之を見受ける事が出来る。殊に大正四年及び八年の清酒には其傾向が著しく現はれてゐる。物價騰貴の際には實質的税率減じ、物價下落の時には實質的税率が増加してゐる。立法者の定めた形式的税率を離れて實質的税率が自由に動いてゐるのは、これ全く清酒の價格變動の齎した結果である。

更に上等品と下等品との實質的税率を比較すると、常に下等品が上等品よりも餘計の割合の租税を負擔する結果となつてゐる。思ふに、貧者の使用する下等品に軽く、富者の消費する上等品に重く課税すると云ふのが、近代の租税理論を通貫する精神である。然るに、清酒の課税の中には此精神と全く背弛した逆進税の實例を發見する事が出来るのである。これ亦等級なき従量税の齎せし當然の結果である。

從價税は、課税標準より課税單位をへて税額を算定するに當り、一定した百分比の税率を用ひてゐる。従つて課税標準の算定の難關——例へば地租に於ける地價の評定の如き——を通り抜けさへすれば、税率の定め方一つによつて豫期の効果を收める事が出来る。これに反し、從量税は、課税標準算定の困難をなめる必要はないが、課税單位の價格の變動に應じ絶えず税率を變更せねばならぬ。然らざれば上記の如き不都合を生ずるのである。

從價税主義と云ひ從量税主義と云ひ、要は實質的に適切に税源を捕捉するにある。課税技術の實狀から云へば、或は現行の等級なき從量税主義が清酒の課税に適當してゐるかも知れない。然し、物價の變動せざる時に已に逆進税の結果を來たし、更に物價變動の際には其都度實質的税率を亂調子に動かしむるが如き結果を齎す様であると、果して適確に税源が捕捉せられてゐるかどうか頗る疑問である。而して此種の非難は、程度の差こそあれ、等級なき從量税を採用せる凡ての租税に適用せられるのである。

物價變動なる大事實は、立法者の形式的に定めた從量税率を無視して、單獨

に租税負擔の實質的關係を變革して行くのである。事實の力の前に出ては、從來の租税立法者の豫期は餘りに無力であつた。

第二節 清酒庫出税と租税の立替

第一款 清酒消費税の課税方法

間接消費税には、種々の課税方法がある。大別して、生産に關して課税する方法と流通に際して課税する方法とがこれである。生産の過程を捕ふる場合は、生産原料品に課税する方法、生産の途中に課税する方法（半製品に課税する方法）、容器又は機械に課税する方法、生産の完成即ち製成品に課税する方法の三つを考へる事が出来る。又流通に關して課税する方法は、流通の初期を捕ふる運搬課税法と、流通の途中を課する通關課税法と、その終期即ち其消費物が販賣業者より消費者にうつる時期を捕ふる販賣課税法との三つに分れる。清酒の間接消費税に於ては、原料米に課税する方法、半製品たる麴に課する方法、容器に課税する方法、造石高に課税する方法が生産課税法であつて、庫出税、販賣税が流通課税法に屬するのである。最近、我國に問題となつて

○ 大正十五年四月發行の伊藤保平氏；清酒庫出課税の可否には本問題に關する有力なる意見と有益なる材料とが掲載せられてゐる。

ゐる清酒庫出税の提案は、清酒の課税方法を、生産課税の第四種たる造石税より一步を進め、販賣課税の第一種たる庫出税に改めんとするものである。

租税は、なるべく之を擔税者に接近して課税し、擔税者の負擔力に應ずる様にせねばならぬ。この意味からして、清酒税の課税も擔税者たる消費者の附近に於て行ふ必要がある。試みに、清酒の原料課税、造石課税、庫出課税の三者を比較する。原料米に加工して清酒を醸造し、その清酒が庫出せられて酒造家の手を離れ、中間商人の間を轉々して最後に消費者によつて消費せられる迄には、可なり長き且つ複雑なる生産流通の過程を辿るのである。原料米は清酒の醸造に際し重大なる生産要素であるが、清酒の醸造はそれ以外の種々の要素に支配せらるゝが故に、原料米の價額、品質、數量よりして直に清酒の價額、品質、造石高を決定するを得ないのである。従つて原料課税は可なり不公平なる結果を伴ふのである。又造石高に課税するとしても、その清酒が市場に送り出される迄には、貯藏、減割、水變質等の事情を伴ひ、且つ造石完成期より庫出時期迄の金利も計算する必要あるが故に、造石高と庫出高と、造石價額と

庫出價額とは、必ずしも一致しないのである。更に流通の初期たる庫出の時期に課税するとしても、先づ代金回収期の遅速を考へねばならず、割水、混酒、運搬等の事情をも參酌すべく、結局、庫出の石數及び價額が、消費者の購入する清酒の數量及び消費者の支拂ふ清酒代金と果して精確に一致するや否やは、頗る疑問である。以上三種の課税方法の中にて消費者に接近する事最も大なる庫出課税にして、已に消費者の擔税力を測定するに不充分である。況んや、消費者を遠ざかる事が庫出税よりも大なる造石税、原料税に至りては、消費者の擔税力に適合するに一層不便なるを免れ得ないのである。これ、消費税はなるべく消費者に接近して之を課すべしと云ふ所以である。

かくの如く、消費税は消費者を遠ざかれれば遠ざかる程種々の要素に支配せられその負擔關係を攪亂せられるのである。故に、消費者の擔税能力を顧慮すると云ふ見地に立てば、租税技術の許す範圍に於て消費者に接近して課税すべきである。我國に問題となつてゐる清酒庫出税論が、消費者の擔税力と云ふ點に専ら重きを置いてゐるならば、此意味に於ては清酒庫出税が現行の

清酒造石税に優る事數等なりと云はねばならぬ。

第二款 清酒庫出税論の重心

然れども所謂清酒庫出税論なるものは、消費者の擔税力に適合すと云ふ事とは異つた點に少くともその重心を置いてゐるから、問題はしかく簡單に解決しないのである。此事は、遠くは税法審査委員會審査報告⁵⁶⁾によつても、近くは庫出税の具體案として示されてゐる所によつても明かである。然らば、所謂庫出税論の目的とする所は果して何であるか。

現行の清酒税は造石期を標準として課税してゐるから、酒造業者が税金を立替へて納付せねばならぬ場合が起り得るのである。造石する、庫出する、而る後に代金を回収する。然るに、酒造業者は造石の時期を標準として清酒税を納付せねばならぬ。結局、造石の時期を標準として納税したる時より其租税が清酒代金に包含せられ再び酒造業者に回収せらるゝ迄の間に或時期が

介在せば、その期間だけ酒造業者は清酒税の金利を負擔せねばならぬ事となる。これ所謂清酒税の立替納付の場合である。従つて造石税に代ふるに庫出税を以てせば、少くとも造石期と庫出期との間の期間だけ、清酒税の立替納付の期間の幅を短縮し得る譯である。要するに、造石税を庫出税に改むる事によつて、酒造業者が清酒税の立替 (Steuer vorrücken) の全部又は一部を免れんとするのが、所謂庫出税論の發生せし所以である。

議論は極めて簡單である。もし、現行税法が造石と同時に造石高に對する全部の租税を徴收してゐるならば、造石期に代ふるに庫出期を以てする事により、酒造業者は造石期と庫出期との間の税金立替の負擔を免れるのである。蓋し庫出期は少くとも造石期より後に存在するからである。特に造石の完成の後、半年以上も在庫品を擁する灘地方は、此點に利害關係が深い。然し現行税法は、決して造石と同時に課税する方法を採つてゐないのである。

明治二十九年の酒造税法によると、酒造税の納期は、次の如く、四期に分れてゐたのである。

第一期 七月一日より同十五日限(前年十月一日より其年四月三十日迄の査定石數に係る税額の四分の一)

第二期 九月一日より同十五日限(同上)

第三期 翌年一月一日より同十五日限(同上)及び其年五月一日より九月三十日迄の査定石數に係る税額二分の一)

第四期 翌年三月一日より同十五日限(前納額の殘數)

然るに、明治三十一年十二月二十八日法律第二十三號による改正の結果、現行酒造税法第六條は、納期を平均一箇月遅らして次の如く規定してゐる。

第一期 七月十六日より同三十一日限(前年十月一日より其年四月三十日迄の査定石數に係る税額の四分の一)

第二期 十月十六日より同三十一日限(同上)

第三期 翌年二月十六日より同二十八日限(同上)及び其年五月一日より九月三十日迄の査定石數に係る税額の二分の一)

第四期 翌三月十六日より同三十一日限(前納額の殘數)

この規定によると、査定時期を前年十月一日より其年四月三十日迄と其年五月一日より九月三十日迄との二つに分ち、それを標準として四期分納を規定してゐる。事實上、清酒の大部分は前年十月一日より其年四月三十日迄の間に査定せらるゝが故に、酒造税法第六條を解して、清酒の全造石高に係る税額の四分の一づつが、七月三十一日、十月三十一日、翌年二月二十八日、翌年三月三十一日の四期に分納せられてゐるとする事が出来る。従つて、この分納の事實のある造石税を根據として議論を進めねばならぬ。

次に改めんとする庫出税の内容はどうであるか。庫出税にも造石税と同様なる分納方法を許すならば、酒造業者にとり庫出税が有利なる事は云ふ迄もない。然し従來の庫出税論は、凡て庫出期より一定期間内に納税する事を定め、造石税に見るが如き分納は考へられてゐないのである。現に明治三十五年の頃の大藏省の庫出税草案は次の如き内容を有してゐる。

第十三條 消費税は酒類庫出の際酒類製造業者に於て直に之を納付すべし。但し税額に相當する擔保物を提供したる者又は相當保證人を供し

若くは酒類を製造する者の屬する酒造組合に於て納税を保證したる者は、政府は五箇月以内消費税の徴收を猶豫す。

次には大正十年前後に開かれたる財政經濟調査會にては、三ヶ月の納税猶豫期間を許す整理案を基礎として討議を進めたのである。

更に、灘五郷に於ける大醸造家が大正十四年末に決議したる所によれば、

- 一 現行酒造税法を庫出税法に改めること
- 一 納税猶豫期間を庫出の月より五箇月目の十五日限りとすること
- 一 酒造組合の納税保證制度を設け其納税全額の百分の三を交附金として組合に下附を受け組合經費とすること、怠納等の場合は組合に於て責任を持つこと、

となつてゐる。大藏省の草案によるも財政經濟調査會の整理案によるも更に大醸造家の決議によるも、酒造組合の納税保證の下に於て庫出期間を標準とし一定の期間内に——四箇月又は五箇月遅れ——納税する事になつてゐる。

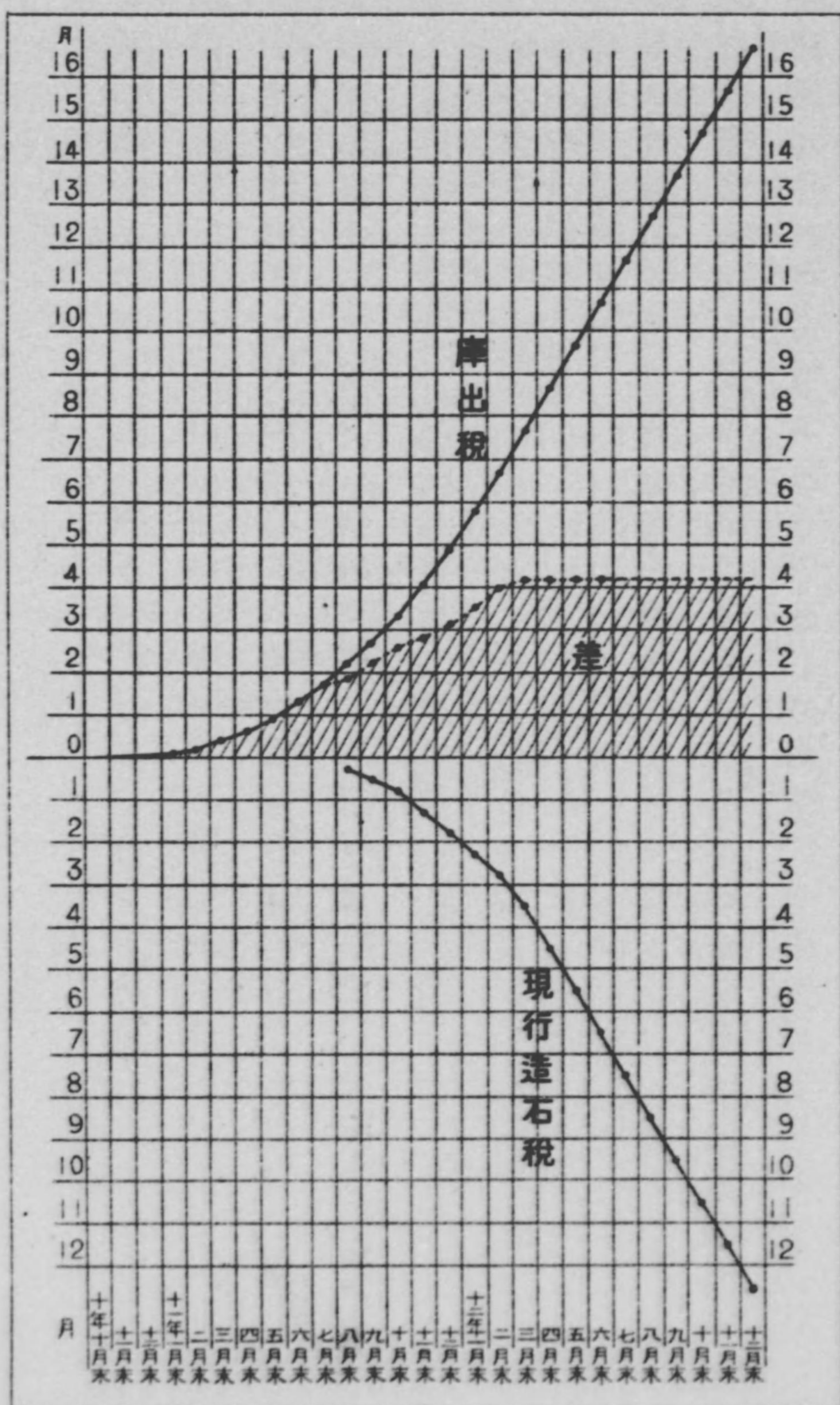
第二十二表の酒造年度と曆年との關係につき一應の説明を加ふる必要がある。大正十二酒造年度(大正十二年十月一日に始まり大正十三年九月三十日に終る)に就いて云へば、其年度に醸造せられたる清酒が大正十二年(本年)十月始より大正十四年(翌々年)九月末迄に如何に庫出せられたかを示すのが、第二十二表の目的とする所である。従つて第二十二表の數字は庫出高比較の根本材料であるが、各年度によりその絶對數に増減があつて比較に困難であるから、更に第二十三表を作製したのである。第二十三表は二つの部分から成つてゐる。第一部分は、庫出高の最も大なる月(最高)それに次ぐ月(第二、第三番の月(第三、第四番目の月(第四)を示してゐる。第二部分では、造石高全體の最初の四分の一が庫出せられた月(第一期)、第二の四分の一が庫出せられた月(第二期)―即ち全部の二分の一が庫出せられた月―、第三の四分の一が庫出せられた月(第三期)―即ち全部の四分の三が庫出せられた月―を明かにしたのである。

第二十三表 清酒庫出石數累年比較表

分類期四	序順の小大				各	酒	造	年	度	酒									
	第 一 期	第 二 期	第 三 期	最 高															
第 三 期	第 二 期	第 一 期	第 四 期	第 三 期	第 二 期	第 一 期	最 高	大 正 二 年	大 正 三 年	大 正 四 年	大 正 五 年	大 正 六 年	大 正 七 年	大 正 八 年	大 正 九 年	大 正 十 年	大 正 十 一 年	大 正 十 二 年	
翌十二月	翌九月	翌五月	翌九月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月
翌十一月	翌九月	翌五月	翌九月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月
翌十一月	翌八月	翌四月	翌十二月	翌九月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月
翌十一月	翌八月	翌四月	翌十二月	翌九月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月
翌十一月	翌八月	翌五月	翌九月	翌十二月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月
翌十二月	翌九月	翌五月	翌九月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月
翌十一月	翌九月	翌五月	翌十二月	翌九月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月
翌十一月	翌八月	翌四月	翌十二月	翌九月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月
翌十二月	翌九月	翌五月	翌九月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月	翌十一月	翌十月

第二十三表を見ると、庫出石數には規則的なる或種の季節的變動が存してゐるのである。庫出石數の最高の月は、翌年十月の場合が六回、翌年十二月の場合が三回、翌年十一月の場合が二回である。庫出高の第二番目の月は、翌年十一月が六回、翌年十月が四回、翌年十二月の場合が一回である。第三番目の月は、翌年十二月が四回、翌年九月が三回、翌年十一月が一回である。第四番目の月は、翌年九月が八回、翌年十二月が三回である。即ち、庫出

第二圖表 清酒税立替の期間比較表



酒税の轉嫁を論ず

大正十二年			
十二月末	十一月末	十月末	九月末
四・九七二	五・八二六	六・七五七	七・七四八
一・七五〇	二・二五〇	二・七五〇	三・二五〇
三・二六二	三・五五五	四・〇六七	四・三七八
六・五〇〇	五・五〇〇	四・五〇〇	三・五〇〇
一〇・六九九	九・七〇六	八・七一一	七・七四八
大正十三年			
十一月末	十月末	九月末	八月末
一・七六四〇	一・六九四〇	一・五九四〇	一・四九四〇
二・五〇〇〇	二・二五〇〇	二・〇〇〇〇	一・七五〇〇
四・二九四〇	四・〇九四〇	三・八九四〇	三・六九四〇
七・五〇〇〇	七・二五〇〇	七・〇〇〇〇	六・七五〇〇
一〇・六九九〇	一〇・四九九〇	一〇・二九九〇	一〇・〇九九〇
一三・五〇〇〇	一三・二五〇〇	一三・〇〇〇〇	一二・七五〇〇

二〇四

第二十四表の數字は、清酒税全額を元本とし、その幾月分が立替へられてゐるかを、各月につき計算したものである。庫出後直に納税する庫出税の方が現行造石税よりも常に餘計の月數の税金を酒造業者をして立替へせしむる事を數字的に示したのである。兩者の差の最も少きは、最初の月たる大正十年十月末に於ける〇・〇〇〇四箇月分の數字、最も著しきは、大正十二年三月末の四・二二四八箇月分である。大正十二年九月以後は、兩者の開きは常に四・一九四〇箇月分である。蓋し大正十二年九月末を以て、庫出税にあれば造石税にあれば、租税の全額が納税了られたるが故に、其後は兩者の差に何等の變化を

も齎さないからである。

酒造業者の立場よりして、猶豫期間を置かざる庫出税よりも現行造石税の方が租税立替の點に於て利益である事は、第二十四表により明かになつた。税法審査委員會審査報告は、庫出税と現行造石税とを比較して後者を以て前者よりも利益なりとし、其證明として

税金利用に依る利子	八九、五四 ^円
税金立替に依る利子	四八七、三七
税金利用の利子超過	四〇四、七七

なる絶対數⁵⁸⁾をあげてゐる。結論に於ては私と同様であるが、果して何年度の材料を用ひ、如何なる方法によつたかが明かでないのは、遺憾である。故に、もし庫出後直に代金を回収し得るものとせば、酒造家は現行税法の下に於て税金の立替をなさざるのみか、寧ろ利用してゐるのである。

58) 税法審査委員會審査報告 243頁

第四款 庫出割合の地方別研究

庫出の時は、年により所により遅速がある。庫出の速く終了したる年度及び地方に於ては、現行の造石税は酒造業者にとつて一層利益である。第二十四表の計算、即ち現行の造石税が、租税立替の點に於て、庫出税—庫出後直に納税する庫出税—より幾箇月分有利なりやの算定を、全國大阪稅務監督局管内(大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、和歌山縣、滋賀縣、福井縣、石川縣、富山縣、仙臺稅務監督局管内、宮城縣、岩手縣、福島縣、秋田縣、青森縣、山形縣)及び灘の二大酒造家に就いて試み、其間の消息を明かにしたのである。仙臺管内は庫出の速きを以つて名あり、大阪管内殊に灘地方は庫出の遅き代表であるから、此等の地方を特に選定したのである。第二十五表がこれである。

第二十五表 清酒庫出高地方別比較表

(イ) 仙臺稅務監督局管内

古	新											
	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月
大正二年	七、四七〇	一、五三三	七、四七〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正三年	八、八三〇	二、八七二	八、八三〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正四年	八、八三〇	二、八七二	八、八三〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正五年	七、四七〇	一、五三三	七、四七〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正六年	八、八三〇	二、八七二	八、八三〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正七年	八、八三〇	二、八七二	八、八三〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正八年	八、八三〇	二、八七二	八、八三〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正九年	八、八三〇	二、八七二	八、八三〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正十年	八、八三〇	二、八七二	八、八三〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正十一年	八、八三〇	二、八七二	八、八三〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇
大正十二年	八、八三〇	二、八七二	八、八三〇	二、七六七	一、八二四	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇	三、一六〇

計	翌年				
	十一月	十二月	一月	二月	三月
一九、四〇・八石	三、八〇・六	二、七六・四	三、七〇・九	四、四一・四	四、三二・六
一八、七六・九石	三、三三・九	一、八三・〇	六、三三・四	七、六三・七	一、三七一・九
一六、六四・一石	二、四四・五	二、〇八・一	八、三六・六	六、三三・三	一、二七八・九
一六、一八・七石	一、八五・三	二、五八・一	一、〇四・八	九、七五・五	一、三〇四・九
一六、一三・六石	二、二七・五	二、三六・三	一、〇九・五	一、二五・八	一、〇六一・二
一六、一七・八石	二、九八・〇	二、五八・三	六、九六・九	九、六六・六	一、〇一八・八
一五、五三・〇石	一、八三・〇	二、九二・八	一、三〇・一	八、六八・九	一、〇〇五・四

第二十五表の數字を基礎として、税金立替の期間を全國、西宮、大阪、仙臺に就き累年比較すると、第二十六表を得るのである。

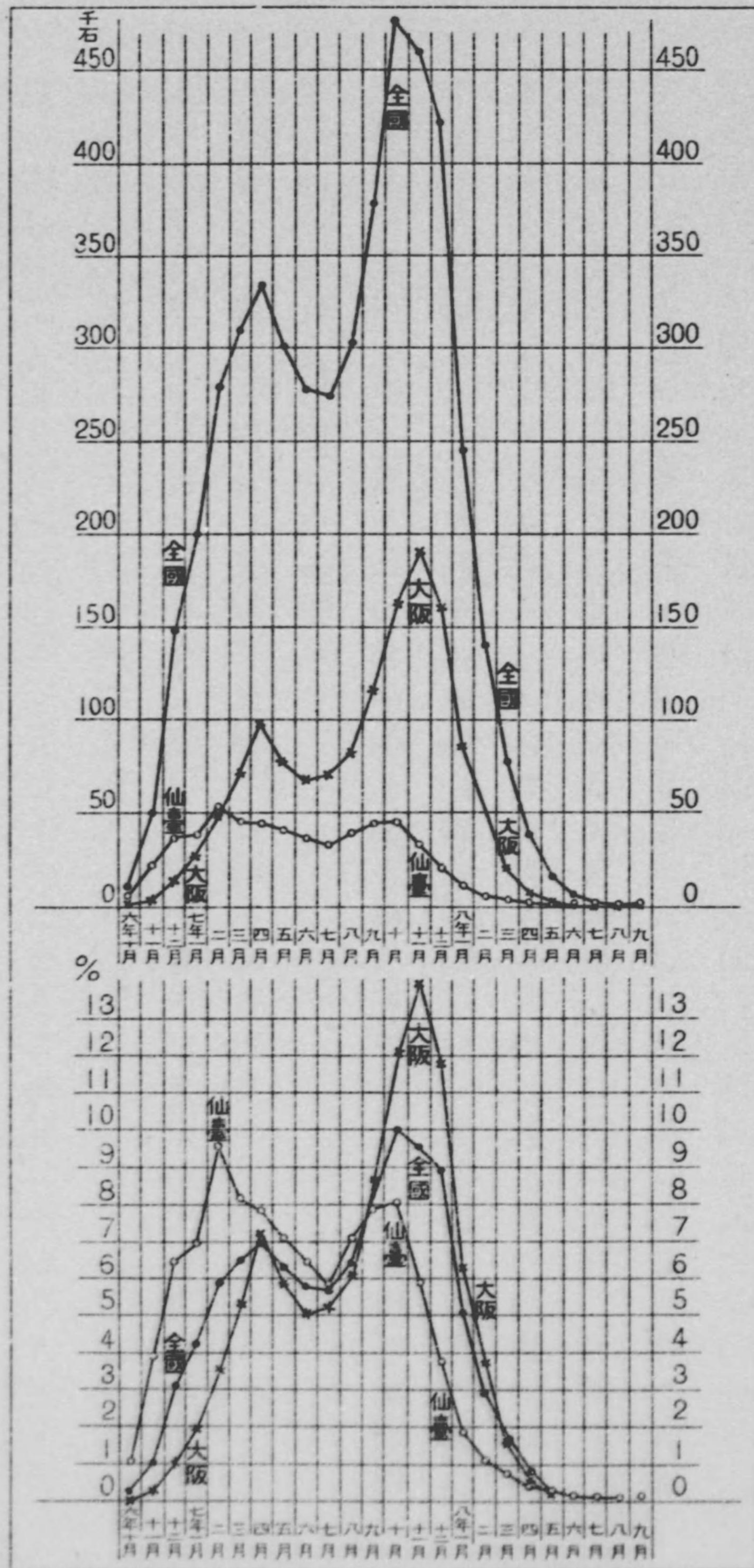
第二十六表 清酒税利用の期間比較累年表

各年度	西宮		大阪		全國	
	大正二年	大正三年	大正二年	大正三年	大正二年	大正三年
大正二年	三、三六・月	三、三六・月	二、四二・月	二、四二・月	四、六九・月	四、六九・月
大正三年	三、五三・月	三、五三・月	三、二九・月	三、二九・月	五、三二・月	五、三二・月
大正四年	四、三七・月	四、三七・月	三、六六・月	三、六六・月	五、九〇・月	五、九〇・月
大正五年	四、七四・月	四、七四・月	三、七八・月	三、七八・月	六、四七・月	六、四七・月
大正六年	四、三九・月	四、三九・月	二、三九・月	二、三九・月	六、二八・月	六、二八・月
大正七年	四、〇八・月	四、〇八・月	三、三八・月	三、三八・月	五、七九・月	五、七九・月
大正八年	三、二九・月	三、二九・月	二、六五・月	二、六五・月	四、九四・月	四、九四・月
大正九年	三、七二・月	三、七二・月	三、三九・月	三、三九・月	五、一四・月	五、一四・月
大正十年	四、一四・月	四、一四・月	三、四六・月	三、四六・月	五、六三・月	五、六三・月
大正十一年	三、五七・月	三、五七・月	二、九七・月	二、九七・月	四、八七・月	四、八七・月
大正十二年	三、二六・月	三、二六・月	二、九九・月	二、九九・月	四、五五・月	四、五五・月
大正十三年	三、八三・月	三、八三・月	三、一九・月	三、一九・月	五、三九・月	五、三九・月

大阪管内—特に西宮—の税金利用の程度は全國よりも少く、他方仙臺地方の數字は全國を凌駕してゐるから、大阪、仙臺の兩者が二つの極端の場合を示してゐるのである。大正二酒造年度より大正十二酒造年度までの秤量平均をとると、大阪は三・一九八箇月分、仙臺は五・三七九箇月分であつて、全國の三・八三七箇月分を中心として上下に擴つてゐる。何故、大阪管内は現行税法で利用する所少く、仙臺管内が利用する所が大であるか。兩者の開きの最も極端に達してゐる大正六年度をとり—仙臺六・二八六箇月分、大阪三・三九一箇月分、兩者の開き二・八九五箇月分—、比較を試みる。大正六酒造年度酒が、大正六年十月から大正八年九月に至る二十四箇月間に、大阪、仙臺兩管内及び全國に於て如何に庫出せられてゐるかを調べる爲めに、各月庫出高及び庫出累計高を示したのである。

第二十七表 清酒庫出高地方別比較表

第三圖表 清酒庫出高地方別比較表



酒税の轉嫁を論ず

臺のそれが對稱的(九・五二%と八・〇三%)なるは、注目すべき事實である。庫出の時期を分ちて、大體三期とする事が出来る。第一期は大正六年十月より大正七年八月に至る期間である。第二期は大正七年九月より大正八年二月迄、第三期は其後の期間である。第三期の數字は極めて僅少であつて大勢には影響しない。先づ第一期の十一箇月間を見る。仙臺の庫出割合は、例外なく、全國のそれを凌ぎ、逆に大阪の庫出割合は、大正七年四月を除き、常に全國の割合の下にある。従つて、第一期に於て仙臺の庫出割合が大阪の庫出割合を凌駕してゐる事は、勿論である。次に第二期の六箇月間に於ては、大阪の庫出割合は常に全國の數字より大にして、反對に仙臺の數字は全國の庫出割合よりも小である。第二期に於て、大阪の庫出割合が仙臺のそれよりも大なる事は、明かである。要するに、仙臺の庫出高は第一期に集中し、大阪の庫出割合は第二期に集中してゐるのである。

庫出累計割合を見るも、毎月庫出割合と同様の事實がある。大阪にては、大正七年六月に最初の四分の一を庫出し、同年十月に四分の二、同年十一月に四

分の三を庫出したのである。仙臺は、之に反し、大正七年二月に最初の四分の一を出し、五月に四分の二を、九月に四分の三を庫出したのである。大阪が未だ四分の一を庫出せざる間に已に仙臺は四分の二を庫出し、大阪が四分の二を庫出しする迄に仙臺は已に四分の三を庫出してゐるのである。かくて、仙臺の庫出累計割合が、常に大阪の數字よりも先走つてゐる。かくて、大阪は全造石高の半分を十月を中心として六月乃至十一月の五箇月間に庫出し、仙臺は五月を中心として二月乃至九月の七箇月に同じ割合を庫出したのである。全國は、兩者の中央に位し、八月を中心として四月乃至十一月の七箇月間に全造石高の半分を庫出したのである。

仙臺と大阪と全國との數字を比較する事により、庫出割合が地方により遅速の度を有する事を明かにした。而して庫出期の早き仙臺が税金を利用する事多く、庫出期の遅き大阪は利する所が少いのである。同様の現象が、各年度の間にも之を見る事が出来る。従つて、税金立替の問題に就いても、酒造業者は、地方により年度により其利害を異にしてゐるのである。

第五款 庫出税と税金立替の問題

以上、庫出と同時に課税する庫出税と現行造石税とが、税金の立替又は利用の點に於て、如何なる關係に立てりやを、地方別及年度別に研究したのである。然し、問題となつてゐる庫出税は庫出後一定の期間を経て納税する事になつてゐるから、具體問題としては之を顧慮せねばならぬ。更に、税金の立替又は利用の問題には現金取引が行はるゝか又は掛賣制度が行はるゝかが重要問題であるから、庫出時期を標準として代金回収遅延日数を調べる必要がある。清酒代金回収遅延日数は年により不同であるが、大體三箇月以上一年以下である。⁵⁹⁾ 今假に全國一樣に庫出後三箇月して清酒代金が回収出来るものとせば、第二十六表を次の如くに訂正して、税金の立替又は利用の期間を示さねばならぬ。

第二十八表 現行税法の下に於ける清酒税立替

各年度	大正二年		大正三年		大正四年		大正五年		大正六年		大正七年		大正八年		大正九年		大正十年		大正十一年		大正十二年		平均
	全	大	全	大	全	大	全	大	全	大	全	大	全	大	全	大	全	大	全	大	全	大	
仙臺	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
大	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
全	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

(△) 又は利用(+) 期間比較累年表

第二十八表を見ると、大正二年大正八年大正十一年大正十二年の大阪を除きて、大體に於て酒造業者が税金の立替をなさざるのみか却つて税金を利用してゐるのを知るのである。最近十一箇年の平均をとれば、仙臺は約二箇月十日、全國は約二十五日、大阪は約六日税金を利用してゐる事となる。

所謂庫出税として主張せられてゐるのは、明治三十五年の大藏省草案にては庫出後五箇月、大正十年の財政經濟調査會整理案にては三箇月、灘五郷大醸造家の決議によれば四箇月であるから、大體庫出後四箇月を経て納税するものと考へて差支なからう。従つて庫出後三箇月にして代金が回収せられる

59) 本書267—271頁

るのである。現に大藏省の草案を見るに、

第十七條 酒類検査石數に對し庫出石數の缺減清酒に在りては檢定石數の百分の八以上其他の酒類に在りては檢定石數の百分の二以上は庫出したるものとし、最終庫出酒類の消費税と共に之を徴收す

第十八條 酒類の造石數は製成のとき之を檢定す但し檢定は容器の容量に依る

の文句がある。擔税者に接近して課するとせば數量の同一性と云ふ事即ち缺減を顧慮する事が重大なるに拘らず、一律の缺減率百分の八を假定するが如き——課税技術上の難易は別として——此草案の重心が那邊に存してゐるかを示してゐるのである。所謂清酒庫出税論なるものは、現今唱へられて居る限りに於ては、生産課税方法を棄て、販賣課税方法に入らんとする課税上の主義の問題でなくして、寧ろ造石税の納期の標準を造石期に求むべきや又は庫出期に求むべきやの納期の問題に存してゐる。而して此點に於ては仙臺地方と大阪及び灘地方との利益は一致しないのである。

一言断つて置きたいのは私の研究に二三の假定の存する事である。

- 一 何れの場合にも酒造業者は納税額の一〇〇%を轉嫁し、轉嫁額がそれ以上又はそれ以下にあらざる事
- 二 當該酒造年度酒の數量は、當該酒造年度に於ける庫出新酒の數量と翌酒造年度に於ける庫出古酒の數量との合計と一致し、缺減、割水、二年を超ゆる持越のなき事
- 三 庫出は月の半ばに行はれ、納税期は七月末、十月末、二月末、三月末なる事
- 四 各納期には當該酒造年度造石高の四分の一に係る租税が納付せらるゝ事
- 五 金利は單利にして金融の繁閑を問はず常に同一なる事

以上の諸事實を假定したる議論であるから、その假定を裏切る事實の存する限りに於ては、それぞれ修正せらるべきである。更に注意すべきは、造石税を庫出税に改むる事によつて庫出割合に何等の變化をも及ぼさざる事を前

提としたのである。この前提の成立する範囲内に於て、私の議論は正しいのである。もし庫出税の実施に伴ひ酒造業者が庫出割合に手加減を加へる様な事があれば、前掲の過去の数字は之を將來に適用するを得ず、従つて又議論を新たにせねばならぬ。

庫出税の問題は課税技術の主義上の問題でなくして寧ろ納期の問題である事は、以上述べたる所である。然しながら、納期の問題であると云ふ事は決して此問題が重要でない事を意味するのではない。一石四拾圓の現行酒造税は、酒價に對し少なからざる部分を占め従て酒造税の立替は酒造業者にとつて大なる負擔である。納期の如何が酒造業者の巨額の税金立替に重大影響を與ふるとせば、納期の問題は一變して酒造業者の金融上の大問題となるのである。考へ方によれば一種の逋税闘争なりとも名付ける事が出来る。更に我國財政上より見るも、租税の第一位を占め年收貳億圓を突破してゐる酒造税の納期の如何は重要な結果を諸方面に齎するのである。かの大藏省證券の發行の如きも、一は現行酒造税法の納期の遅れてゐるのに基くと稱せ

60) 此點に關しては工藤博士「消費税の課税方法を論ず(最新財政之研究)」に譲る。

られてゐる。國家の立場よりするも、酒造業者の立場よりするも、清酒庫出税と租税の立替の問題は慎重に考慮せねばならぬ。

第三章 酒税轉嫁の諸過程

第一節 酒税の進轉

清酒造石税は、その納税者 (Steuerzahler) が清酒醸造業者であつて、その擔税指定者 (Steuerdesinatär) が清酒の消費者である。従つて、清酒造石税は清酒醸造業者より清酒の消費者に進轉 (Fortwälzung) するものなりと豫期せられてゐる。清酒造石税の進轉は、清酒と云ふ商品の流通によつて行はれるのである。然るに清酒は生産地と消費地とを異にする商品なるが故に、清酒造石税の進轉なるものは、原則として、納税地たる生産地より擔税地たる消費地へ向つて行はれるのである。

酒税轉嫁の諸過程を論ずるに當り、先づ「酒税轉嫁の地方別研究」として清酒造石税の納税地と擔税地との區別を明かにし、次に清酒造石税が清酒醸造業者より清酒消費者に進轉する關係を「酒税轉嫁の當事者」として説きたいので

ある。

第一款 酒税轉嫁の地方別研究

清酒造石税の轉嫁の諸過程を研究するに際し、清酒の生産量及び消費量が地方により如何に異つてゐるかを明かにせねばならぬ。蓋し或地方に於て清酒の生産量と消費量との異なる所には、一應の推定として、清酒が生産地より消費地へ流通せし事を想像し得べく、更にその清酒の流通に伴ひ清酒造石税が生産地より消費地へ轉嫁せし事を考へ得るからである。

清酒の生産高の地方別研究は、容易に之を行ふ事が出来る。蓋し我國の酒税は造石税であるから、課税の必要上税務署は常に清酒の生産高を調査するが故である。然るに清酒消費高の統計に至つては、各地方共に其材料を缺いてゐたのである。たまたま大阪税務監督局から、大正二年以來毎年の管内酒類消費高表を寄せられた。此數字こそ、清酒造石税の轉嫁を研究する上に於

て、非常に貴重なる材料なりと云はねばならぬ。

大阪税務監督局の酒類消費高表の實際數字を扱ふに際し、その作製方法を説明する。

本表は、大阪税務監督局管内(大正二年六月十三日勅令第五百十九號)に於ける清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒、葡萄酒、酒精、其他の毎年度消費高を府縣別且つ大阪、京都、神戸の三都市別に分類したものである。研究の目的上茲には各種の酒類の中で清酒のみを取扱ふ事とする。

年度は酒造年度であるから、曆年とは可なりの隔りのあるのを免れない。例へば、大正十五酒造年度を曆年に直すと、大正十五年十月より大正十六年九月に至る期間となるのである。

最も多く問題となるのは、本表に所謂消費高の算定方法である。先づブラスの分として、前年度よりの持越高、他地方よりの移入高、輸入高をも含む、當該地方に於ける製造高を合計する。次にマイナスの部として、他地方への移出高(輸出高を含む)、清酒造石税査定後に工業用其他の方面へ轉用し其結果免税

せられた石数貯蔵減運搬減(六・五%と見込む)及び年度末現在高を数へる。このプラスの分から、このマイナスの分を差引いた残餘を、當該酒造年度に於ける消費高と推定したのである。表示すれば

當該地方の一年度消費高 = (前年度よりの特起高 + 他地方よりの移入高 + 該地方に於ける製造高) - (他地方よりの移出高 + 原酒用其他免稅高 + 運搬減額 + 樽蓋減額 + 樽蓋米酒在酒)

の方式となる。此等の數字は凡て、各稅務署が管内の製造業者及び販賣業者(小賣業者のみは見込による)に就き調査したものであつて、重複脱漏の分は稅務署相互の協力で訂正せられてゐる。

全管内に於ける清酒消費高を大正二酒造年度より大正十四酒造年度に至る迄算定し、此と庫出高及び前年度生産高とを對照すると、第三十表を得る事が出来る。⁶¹⁾

第三十表 大阪稅務監督局管内に於ける清酒の生産量、庫出量及消費量對照表

年度	消費高	前年度生産高	庫出高
大正二酒造年度	410,331 <small>石</small>	1,267,821 <small>石</small>	1,155,123 <small>石</small>
大正三酒造年度	703,753	1,266,163	1,137,573
大正四酒造年度	739,871	1,055,954	1,096,389
大正五酒造年度	774,933	1,101,855	1,108,923
大正六酒造年度	810,553	1,358,871	1,340,499
大正七酒造年度	847,337	1,463,503	1,373,488
大正八酒造年度	877,561	1,443,245	1,340,553
大正九酒造年度	891,267	1,756,194	1,553,764
大正十酒造年度	864,733	1,378,310	1,337,353
大正十一酒造年度	940,444	1,600,174	1,661,129
大正十二酒造年度	933,990	1,881,647	1,730,403
大正十三酒造年度	1,113,003	1,866,853	1,644,927
大正十四酒造年度	1,113,446	1,831,153	1,644,307
大正十五酒造年度	1,113,446	1,810,469	1,644,307

第三十表を見ると、大體に於て前年度生産高が首位を占め庫出高が此に次ぎ、消費高が最小の數字を示してゐる。これ、大阪稅務監督局管内が全體として寧ろ清酒の生産地に屬し、その生産高の一部は管内で消化し切れず管外に

○ 從來の二府七縣の他に香川、徳島、高知の三縣を加ふ。

61) 主稅局第四十四—第五十二回統計年報書

移出せられる譯である。

大阪稅務監督局管内に於ける此事實は、之を全國の各府縣市町村にあてはめる事が出来る。或地方の清酒の生産高と消費高とが必ずしも一致しない結果として、一地方の酒造業者が納付する清酒造石税額と、其地方の清酒消費者が事實上負擔する清酒造石税額とも、必ずしも一致しない事となる。換言せば或地方の生産者が納税したる税額の一部は、清酒と共に轉嫁して他の地方に移り、終局に於て他の地方の消費者により負擔せられる結果となるのである。

一地方の納税者より他地方の擔税者へ清酒造石税が轉嫁する關係を明かならしむる爲めに、第三十一表を作製したのである。大正二、七、十一、十二、十三の五酒造年度に於て、大阪稅務監督局の全管内、各府縣及び三大都市が、清酒の生産地として幾何の税額を納付し、又清酒の消費地として幾何の税額を負擔してゐるか、これ第三十一表の示す所である。

第三十一表 清酒造石税に於ける納税額と

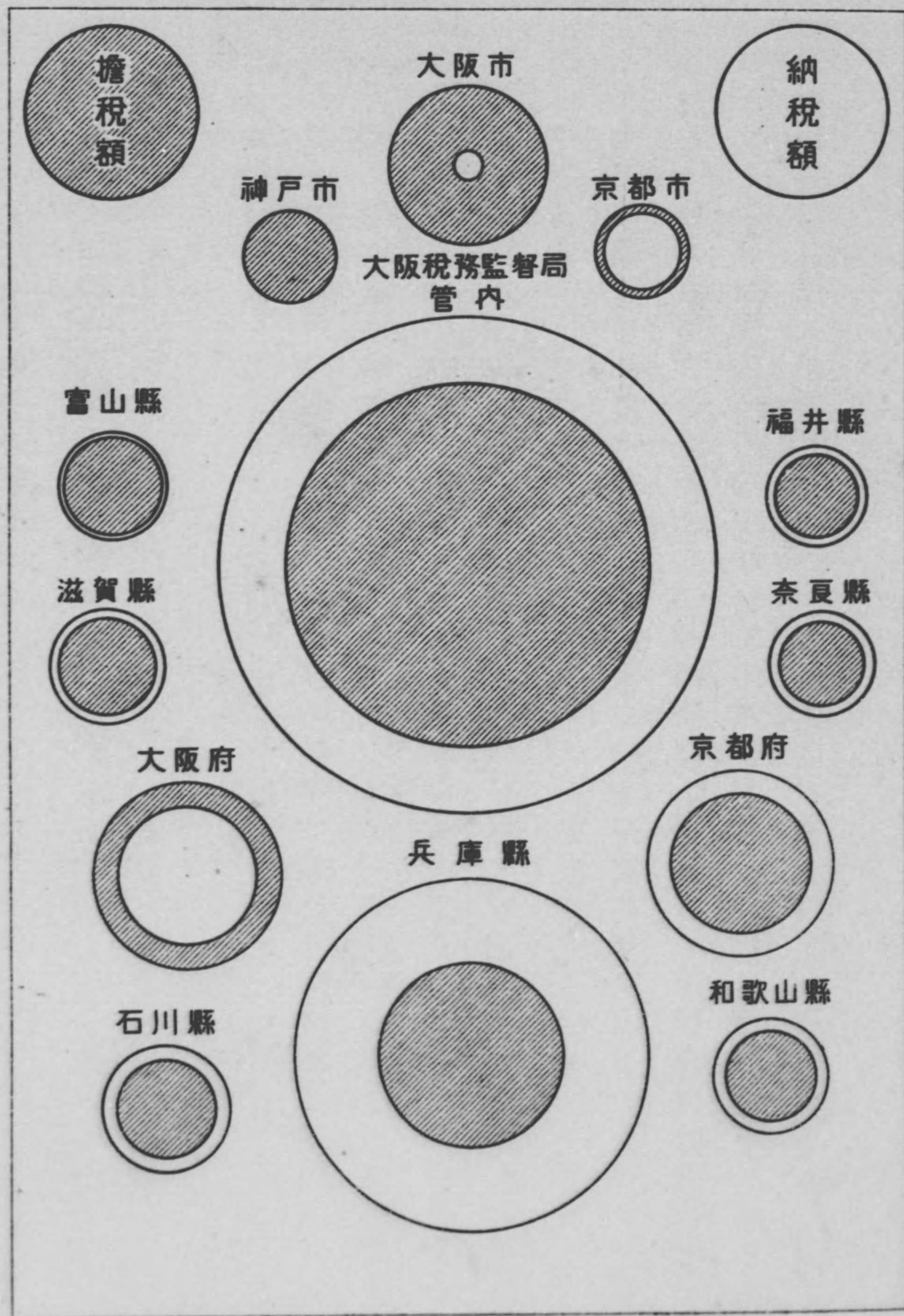
推定擔税額との地方別比較表

府縣	大正二酒造年度		大正七酒造年度		大正十一酒造年度		大正十三酒造年度	
	前年度納税額	擔税額	前年度納税額	擔税額	前年度納税額	擔税額	前年度納税額	擔税額
大阪府	二、〇六二	三、四三三	二、一九九	四、三六六	三、四八九	七、〇三六	三、五三三	六、九二六
京都府	二、九九九	一、九五七	三、七九四	二、二八五	七、二四三	三、九七六	三、九〇〇	七、四八六
兵庫県	二、三八七	三、二八九	一、四七五	四、六五五	三、五三三	七、三三八	三、五、四〇〇	七、一四九
奈良縣	九、九四	六、六八	一、二七六	七、九二	二、四〇四	一、三六八	二、五、七四九	七、〇六二
和歌山縣	一、四一九	八、六一	一、六三三	一、〇三三	二、八六六	一、八七三	一、八五五	二、三、七七一
滋賀縣	一、三三五	九、三一	一、五三三	九、九四	一、六六三	一、七六三	二、五、八六六	一、六八八
福井縣	九、三三	八、六	一、〇八九	八、八三	一、九三三	一、五五九	二、〇、二二二	一、九四四
石川縣	一、一七四	一、〇九	一、五九	一、七九	三、二二二	二、二四	三、三、六三	三、三、八
富山縣	一、〇四九	九、三八	一、二五〇	一、〇、六六	二、二一九	一、八三九	二、二、一九	一、八、六四
全管	二四、八四九	一三、九三三	二六、六三三	一六、六〇五	三、〇一五	二八、六六六	二八、三、六六	三、五、九三三
大坂市	一、八八	二、二五	一、六二	二、五、四	三、〇六	三、九三三	三、八、九九	五、三、九九
京都市	八、四	八、四七	一、〇、一	九、九	七、七〇	一、九、六	一、八、四二	一、九、六
神戸市	不明	不明	不明	一、二、〇三	一、七、七	一、六、五五	一、八、九七	一、八、四三

第三十一表を見ると、清酒造石税の擔税額が納税額を超えてゐるのは僅かに大阪府あるのみで、他の各府縣では何れも納税額が擔税額以上に上つてゐ

62. 主稅局第四十回第四十五回第四十九回第五十回第五十一回統計年報書
大阪稅務監督局統計書大正二年度大正七年度大正十一年度大正十二年度
大正十三年度

第四圖表 清酒税に於ける納税額と推定擔税額との地方別比較表 (大正十三酒造年度)



る。殊に兵庫縣及び京都府の納税額がその擔税額の一倍半乃至四倍に上つてゐるのは、その管内に我國の二大酒造地たる灘五郷及び伏見が含まれてゐるからである。大阪稅務監督局管内全體としても、納税額は擔税額の二倍弱となつてゐる。大阪、京都、神戸の三大都市の納税額が微々たるに反し、擔税額が巨額に達してゐるのも、注目すべき現象である。最近に於ける三大都市の清酒に對する納税額が合計二百萬圓弱なるに對し、其擔税額が約九百萬圓に上れるが如き、極端なる一例である。要するに、都會は常に酒税の擔税地であるが、必ずしも酒税の納税地で無いのである。従つて或都市に酒税の納付なきを以て、直に其都市に酒税の負擔なしとは斷言するを得ないのである。

一言斷つて置きたいのは、第三十一表が重大なる二つの假定を前提としてゐる事である。清酒釀造家が納税したる金額が、同一額に於て、現實に清酒消費者に轉嫁してゐる事が、第一の假定である。第二に、大正一、六、十、十一、十二酒造年度の納税額清酒一石につき十九圓六十錢、十九圓六十錢、三十一圓三十五錢、三十圓六十九錢、三十圓六十九錢の從量税が、それぞれ大正二、七、十一、十二、十

三酒造年度に於て消費者に轉嫁せられてゐる事を假定せねばならぬ。故に、第三十一表に所謂「前年度納税額」は租税統計に示された現實の數字であるが、「擔税額」は何れも推定の金額たるを免れ得ない。數字の使用目的如何によりては此種の假定を絶対に避けねばならぬが、本研究の場合に於ては敢て差支ないのである。

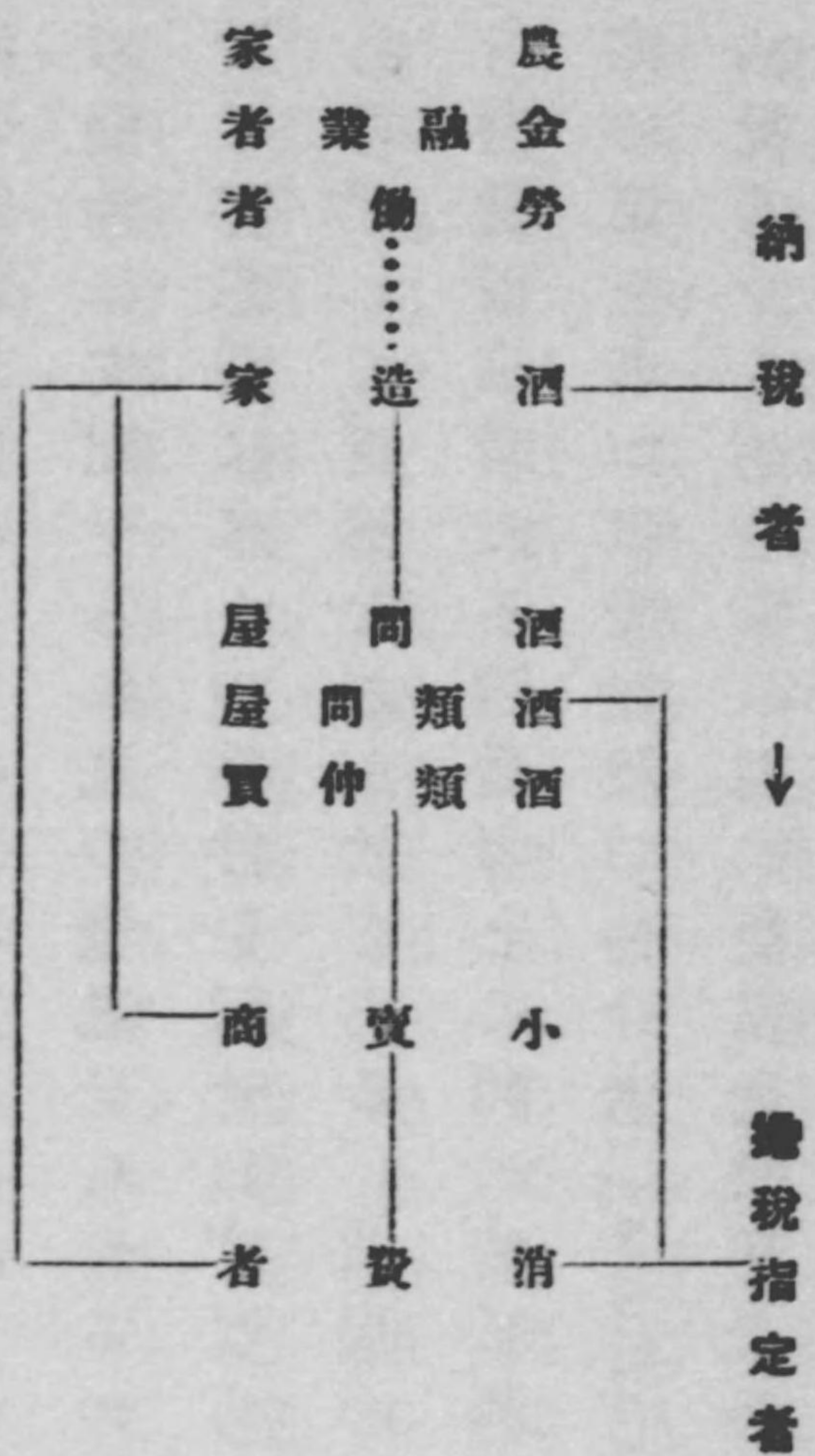
以上論じたる所により清酒の生産地と消費地との異なる事及び清酒造石税の擔税地と納税地との同一ならざる事を明かにしたのである。この最後の事實、即ち擔税地と納税地とが異り、其結果として一地方の擔税額と納税額とが差異を生ずると云ふ事は、清酒造石税の轉嫁の過程を研究するに際し有力なる材料を提供するものである。

第二款 酒税轉嫁の當事者

酒税轉嫁の地方別研究の結果として、清酒は生産地より消費地へ流通し従

つて清酒造石税の轉嫁も納税地たる生産地より擔税地たる消費地に向つて行はれる事を明かにしたのである。然るに納税地たる生産地に於て清酒造石税を納めるものは酒造業者であり、擔税地たる消費地に於て清酒造石税を負担すべく豫期せられてゐるのは清酒の消費者である。故に酒税轉嫁の諸過程を明かにする爲めには、更に問題を進めて、納税者たる酒造業者と擔税指定者たる消費者とを中心として酒税轉嫁の當事者を研究せねばならぬ。而して此問題こそ、酒税轉嫁の諸過程の中心をなすものである。

清酒造石税の納税者たる酒造家を中心として酒税轉嫁の當事者を配列すると、前人(Vormann)として考ふべきは農家であつて、後人(Nachmann)としては問屋、仲買商、小賣商、消費者を數へる事が出来る。納税者たる酒造家及び擔税指定者たる消費者のみを中心とし、酒税轉嫁の當事者の關係の一を圖示せば次の如くである。



右圖の示すが如く、納税者たる酒造家と擔税指定者たる消費者とが直接に隣り合つてゐる場合が、最も簡單なる實例である。之に反し、此兩當事者の間に、酒問屋(又は酒類問屋)又は酒類仲買問屋(小賣商の一人又はそれ以上のもの全部が介入するのが、最も複雑なる場合である)。

酒造家が農家から米を買入れ此を主要原料として清酒を造るのは、云はば生産過程に屬するのである。此場合、醸造資本を供給する金融業者及び醸造に参加する労働者をも併せ考へる事が出来る。之に對し、清酒が酒造家を離

れて、直接に消費者の手に、又は他の酒造家、問屋、東京にては酒問屋及び酒類問屋、仲買、小賣商の一人又は多數を通じて間接に消費者の手に入る關係をも考へ得るのである。流通過程が此である。この生産、流通の兩過程に關聯して轉嫁を論ずる事が出来る。

清酒造石税が、その納税者にして且つ前人たる酒造家より前方に轉輾し、遂に後人にして擔税指定者たる清酒消費者の負擔に歸着するのが立法者の豫期せし轉嫁である。云はゞ清酒造石税の轉嫁の理想型がこれである。然れども轉嫁の此理想型なるものは、現實には決して其儘に行はれるものではなく、種々の條件に支配せられ且つ攪亂せられるのである。特に清酒造石税の場合に於て理想型に多くの條件を附せねばならぬのは、その轉嫁が單純なる轉嫁にあらずして、更轉なるが故である。前掲の圖表の示す如く、納税者たる酒造家と擔税指定者たる消費者との間に於て、酒問屋、酒類問屋、酒類仲買問屋、小賣商等の第三者が租税徵收の仲介者 (Vermittler der Steuererzugs) として加入し、更に納税者たる酒造家の前に農家、金融業者、勞働者が列び存し、各人の關係が

或は生産過程に於て又は流通過程に於て大いに交錯してゐるのである。かくて立法者の豫期せし清酒造石税轉嫁の理想型たるものは隨所に破られ幾多の條件を附せられざるを得なくなるのである。

租税轉嫁の理想型たるものが果して如何にして破られぬかを調べる爲めには、我國に於ては清酒造石税の場合が最も適當なる例を示してゐるのである。以下節を新たにし清酒の流通過程と生産過程との二つの場合を分ち、清酒造石税の轉嫁の態様を明かにしたいのである。

第二節 酒税の轉嫁と生産過程

酒造家は農家より米を買入れ、此を主要原料として清酒を醸造し、同時に酒税を負担し、更にこの清酒に適當なる包装を施して市場に賣り出すのである。而して此際酒造業者は多くの資本を必要とし、多くの労働者を使役するのである。故に酒造税の轉嫁が生産過程に於て行はれ得る爲めには、少くとも原料、賃銀、金利等の原價に正常利益を加へ、それに酒造税を算入したものが、酒造家の賣り出す清酒の價格でなければならぬ。然るに、この正常の轉嫁なるものは往々にして紊されるのである。轉嫁と生産過程として論ずる所は恰も此経路である。

第一款 清酒の原價計算

生産過程に於ける轉嫁の障害を知るが爲めには、先づ清酒の原價計算を行

ふ必要がある。蓋し特定の場合に轉嫁が充分行はれざりしか、又は轉嫁以上に尙利益を收めたりしかの問題は凡て原價を標準として決定せられるからである。清酒の原價を計算するに際し、先づ清酒そのもの、元附を調べ、次に包装費其他の附帯費をも考慮に入れる事とする。

一 元附の問題

試みに、清酒の生産費を伏見及び灘に就いて調べると、第三十二表を得る事が出来る。伏見の方は、酒造家が税務署に提出した計算である。灘の分は、一は税務署が徵税の参考に供した材料であつて、二は酒造家が、營業の目的上自ら調査したる結果である。調査用式及び調査目的はそれぞれ異つてゐるが、概念だけを得る爲めには充分であらう。

第三十二表 清酒一石當り原價計算表

(イ)伏見(酒造家の調査)(大正十三酒造年度)		(ロ)灘(税務署の調査)(大正十三酒造年度)	
支出の部	原料	支出の部	原料
	三・六		三・八(白米一石當り五三・五〇)

第三十二表の示すが如く、清酒の原價の最も重要なる部分を占むるものは、原料米と清酒造石税との二つであつて、他は微々たるものである。特に世界大戦前迄は、酒糟、俵、抜き繩、小米、糠等の所謂「落ち物」の収入が相當にあり、これのみにて勞賃其他の諸経費を支辨するに充分であつた。世界大戦以後は、第十三表に示すが如く、勞賃が非常に騰貴せしに、「落ち物」の方は其割に値上がりせざりし結果として、その事情は可なり變動したのである。尙酒糟は八貫糶と稱し、原料米一石に對し八九貫を生じ、清酒一石に就いては五六貫の割合である。

第三十三表 津五郷酒造雇人一日賃金表（附酒糟價段）（四宮稅務署調査）

年度	頭衙門	雇	道具	上人	中人	下人	飯	焚	平均	酒	焚	桶	洗	清酒
明治三十六年度	三二	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
明治三十七年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
明治三十八年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
明治三十九年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
明治四十年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

年度	頭衙門	雇	道具	上人	中人	下人	飯	焚	平均	酒	焚	桶	洗	清酒
明治四十一年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
明治四十二年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
明治四十三年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
明治四十四年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正元年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正二年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正三年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正四年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正五年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正六年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正七年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正八年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正九年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正十年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正十一年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正十二年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正十三年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正十四年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
大正十五年度	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

第三十三表にては、支出の部の勞賃と収入の部の糶代とを比較したのであ

るが、雜費が追々嵩んで行く事は一般の趨勢と云ふ事が出来る。其結果、従来は清酒一石の原價を計算するに際し、

樽價一石の原價 = 玄米一石の値段 × 80% + 酒造税一石當り

なる玄米八掛の式を採用してゐたのに、近頃では次の

樽價一石の原價 = 玄米一石の値段 × 100% + 酒造税一石當り

玄米十掛の式に改める様になつたのである。灘の或大酒造家及び伏見税務署管内の二つの例によると、第三十四表を得る事が出来る。

第三十四表 樽元原價及び玄米價格表 (附酒造税との關係) (西宮、伏見兩税務署調査)

年次	酒造税 一石當	(イ) 灘		(ロ) 伏見	
		樽元原價 一石平均値段	樽元原價 一石平均値段	樽元原價 一石平均値段	樽元原價 一石平均値段
明治三十八年度	一六・六	三・一〇	三・九八	二・二	二・一
明治三十九年度	一六・六	三・一六	四・六	一・五	二・一
明治四十年度	一六・六	三・〇	一六・七	九三	二・一
明治四十一年度	一六・六	三・三	一五・八	九四	二・一
明治四十二年度	一九・〇	三・八〇	二・七〇	一一	二・一
明治四十三年度	一九・〇	三・四	三・二八	八九	二・一

年次	酒造税 一石當	(イ) 灘		(ロ) 伏見	
		樽元原價 一石平均値段	樽元原價 一石平均値段	樽元原價 一石平均値段	樽元原價 一石平均値段
明治四十四年度	一九・〇	三・八一	一七・四	二	二
大正元年度	一九・〇	三・〇	二〇・四〇	二	二
大正二年度	一九・〇	三・〇	二二・七	二	二
大正三年度	一九・〇	四・〇	一五・四	二	二
大正四年度	一九・〇	三・六	一四・二	二	二
大正五年度	一九・〇	三・七	一四・八	二	二
大正六年度	一九・〇	三・九	一九・一	二	二
大正七年度	一九・〇	三・九	三・四	二	二
大正八年度	一九・〇	六・三	四七・八	二	二
大正九年度	二二・八	六・三	三六・三	一〇	二
大正十年度	三三・三	三・三	三三・六	三	二
大正十一年度	三三・三	七・〇	三三・〇	三	二
大正十二年度	三三・三	六・四	三三・八	九	二
大正十三年度	三三・三	三・六	三八・一	七	二
大正十四年度	三三・三	三・六	三九・三	七	二
大正十五年度	三三・三	三・六	三九・三	七	二

第三十四表の數字は前掲の公式を證明するに充分なる數字材料を與へてゐないが、少くとも原料米以外の生産費が相對的に増加した事は意見の一致する所である。原價計算が時代と共に變つて來た事は、酒造税轉嫁の上に或

種の影響を與ふるものである。

二 附帯費の計上

以上は清酒そのもの、生産費即ち桶元の原價について觀察を進め、米價と酒税とが重要な地歩を占めてゐる事及び原價計算の變遷を明かにしたのである。然し清酒なるものは液體であるから、商品としての清酒の原價を考へる爲めには、これが包装費其他の附帯費を計算する必要がある。附帯費なるものが桶元原價と如何なる割合にありやを、十駄に就いて調べて第三十五表を得たのである。

第三十五表 東京横出清酒原價表

(イ) 桶元原價(十駄當り)×四宮酒造株式会社調査

年	飛切	桶上	上々	上	中	平均
明治三十五年	二六・〇〇	一七・七三	一八・六〇	一八・〇八	一七・四八	一八・四七
明治三十六年	二四・六七	二四・三三	二〇・三三	一六・六六	一九・〇六	二〇・九〇
明治三十七年	二八・三三	二〇・六三	一九・六九	一八・八七	一八・二六	二〇・一四
明治三十八年	三三・九三	二六・六六	二二・六九	二七・三三	二〇・七二	二二・三三

明治三十九年	二五・八九	二四・四三	二九・三二	二二・六六	二〇・四三	二五・九八
明治四十年	二五・九四	二二・一八	二四・六六	二二・七七	二〇・三三	二二・八二
明治四十一年	二六・三三	二七・二五	二九・四四	二二・四八	二〇・三三	二四・〇六
明治四十二年	二八・九五	二四・九五	三三・九一	二二・六三	二〇・二五	二五・一八
明治四十三年	二七・〇八	三三・七七	二四・三三	二二・八一	一九・九〇	二四・〇四
明治四十四年	二六・三四	二四・四二	二四・六六	二二・九六	二二・三三	二四・九五
大正元年	二四・七五	二六・一〇	二四・七三	二四・六〇	二二・八九	二四・一一
大正二年	三〇・〇五	二九・二三	二八・四三	二七・四八	二六・一三	二八・〇六
大正三年	三〇・一〇	三二・三三	二八・八七	二九・一八	二九・〇二	二八・一八
大正四年	二八・三四	三三・三三	二二・二二	二二・〇二	二四・〇〇	二四・三三
大正五年	三〇・三三	三三・七七	二四・二六	二二・五三	二四・六三	二五・五九
大正六年	二九・〇七	二二・〇五	二四・〇三	二二・〇四	二二・五〇	二六・〇三
大正七年	二九・一九	三三・三三	二六・六三	二六・九三	二七・五〇	二六・〇一
大正八年	四四・四四	三八・一四	三六・六八	二六・九二	二四・二二	四四・二二
大正九年	四四・八四	四四・五三	三六・二八	三三・五六	三〇・五〇	四四・六九
大正十年	三九・〇〇	四九・九三	三九・五二	三八・四八	三三・〇〇	四三・六三
大正十一年	七四・八四	五〇・八四	四九・三三	四八・四八	四七・四〇	五三・五九
大正十二年	六〇・五九	四九・六六	四九・三二	四八・三二	四七・三九	四七・〇〇
大正十三年	六三・七一	四六・九八	四四・三六	四三・九四	四二・三三	四二・八七
大正十四年	七一・三三	四八・三七	四七・〇七	四六・二四	四三・八九	四三・八三

(ロ) 附帯費(十駄當り)(四宮酒造株式会社調査)

年	飛切	極上	上々	上	中	次
明治三十八年	八八・〇〇	七三・四〇	六六・四〇	六〇・〇〇	五五・〇〇	四七・六〇
明治三十九年	九〇・一五	七三・三〇	六六・三〇	六〇・〇〇	五五・〇〇	四七・六〇
明治四十年	九三・三〇	七三・三〇	六六・三〇	六〇・〇〇	五五・〇〇	四七・六〇
明治四十一年	一〇三・三〇	八三・八〇	七〇・七〇	六三・二〇	六〇・三〇	五三・三〇
明治四十二年	九七・〇〇	八二・八〇	七〇・〇〇	六三・二〇	六〇・三〇	五三・三〇
明治四十三年	九八・六五	八三・六〇	七〇・八〇	六三・二〇	六〇・三〇	五三・三〇
明治四十四年	一〇四・八五	八六・一五	七二・九〇	六六・一〇	六二・〇〇	五四・八〇
大正元年	一一三・六五	九三・二五	七八・四〇	七二・〇〇	六八・八五	五四・八〇
大正二年	一一八・三〇	九三・一五	七八・一五	七二・〇〇	六八・八五	五四・八〇
大正三年	一二四・〇〇	九〇・〇〇	八〇・一〇	七三・九五	六七・〇〇	五五・二〇
大正四年	一一〇・六五	八六・〇〇	七七・三〇	七三・五五	六八・八五	五五・二〇
大正五年	一三三・〇〇	九三・三〇	八三・三〇	七三・三〇	六八・八五	五五・二〇
大正六年	一五〇・〇〇	一一八・〇〇	一〇六・〇〇	一〇〇・〇〇	九三・〇〇	七三・五五
大正七年	一九〇・四〇	一七〇・〇〇	一四四・八〇	一四〇・三〇	一三六・八〇	一一八・三〇
大正八年	二七二・三〇	二四四・三〇	一九四・六〇	一八六・九〇	一七三・三〇	一六四・九五
大正九年	四一九・三〇	三四〇・〇〇	三二二・三〇	三〇三・九五	二九一・六五	二二一・四〇
大正十年	四四四・三四	三六三・〇〇	三四〇・三〇	三三〇・五五	三一四・一五	—
大正十一年	四七四・九五	三八八・〇〇	三六〇・〇〇	三四〇・四〇	三二六・四〇	一八六・五〇

大正十二年	四〇〇・〇〇	三六二・〇〇	—	三九二・〇〇	三五六・六〇	一九九・六〇
大正十三年	四八二・五〇	三七八・五〇	—	三三三・〇〇	三〇一・〇〇	二〇四・〇五
大正十四年	四二二・〇〇	三四〇・〇〇	—	二八七・〇〇	二六二・六〇	二〇三・五〇

第三十五表の桶元原價と云ふのは、生産費、酒税の兩者を包含し、倉庫借料、酒税以外の税金、營業費及び貯藏減量は除外したのである。附帯費と云ふは、樽代、荷造費、運賃、倉敷、東京の酒問屋に支拂ふ口錢をさすのである。世界戦争當時の如き、樽代が非常に昂騰し、酒造家は酒税よりも寧ろ樽代を顧慮せねばならなかつた例もある。故に附帯費の問題は原價計算に於ては、可なり重要な地位を占めてゐる。第三十五表の桶元原價及び附帯費を第三十六表の東京積出清酒賣捌値段と對照すると、酒造家の純益を計算する事が出来るのである。

第三十六表 東京積出清酒賣捌標準値段表

(十駄當り)(四宮酒造株式会社)

石一斗、上々、上、中にては八石、割水^{ワリミツ}を顧慮する必要があり(上は一割の割水、中は一割五分の割水)、多少修正を加へたが、大體に於て飛切の場合の計算方法を其儘用ひる事が出来る。かくして第三十七表に東京積出清酒純益表を得たのである。

第三十七表 東京積出清酒純益表(一石當り)(△損失)

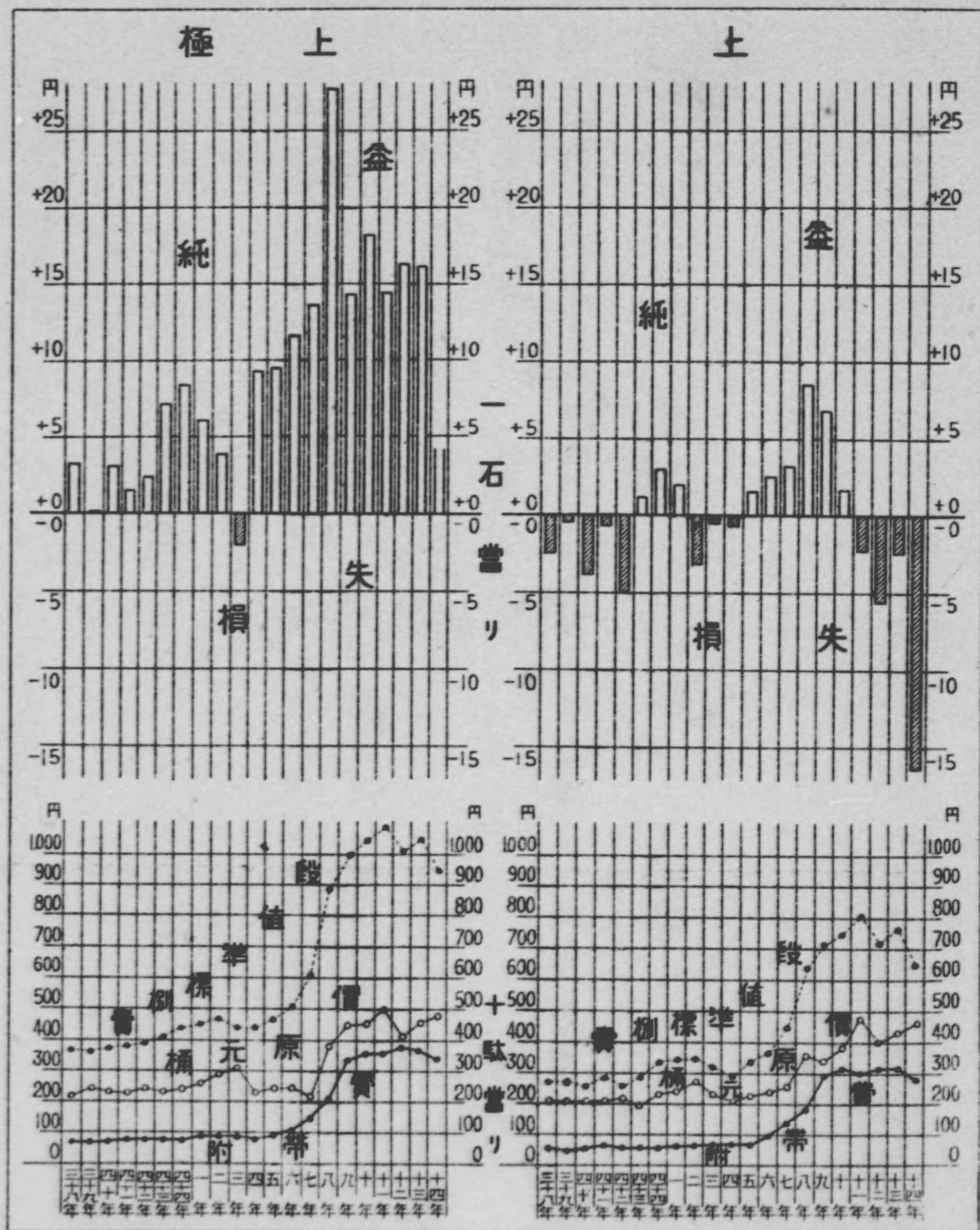
年	飛切	極上	上々	上	中
明治三十八年	九・五〇	三・三三	三・〇三	二・四四	三・五〇
明治三十九年	六・二四	〇・〇七	二・六二	〇・四五	四・三九
明治四十年	七・七七	三・一〇	二・三三	三・八〇	三・三四
明治四十一年	六・〇七	一・六三	一・八九	〇・七〇	六・二二
明治四十二年	二・四三	二・三六	二・一〇	三・〇一	八・三六
明治四十三年	二・六〇	七・二四	一・五九	一・一五	〇・〇八
明治四十四年	三・四〇	八・三〇	三・四八	三・〇三	〇・五五
大正元年	一〇・一六	六・一七	一・四六	二・〇九	三・一九
大正二年	九・六四	三・八三	一・八七	三・〇五	五・八三
大正三年	二・八五	二・〇九	七・三八	〇・四九	二・三三
大正四年	一六・四〇	九・三三	三・一八	〇・五七	三・四〇

年	飛切	極上	上々	上	中
大正五年	二・四三	九・四九	一・八二	一・六四	二・二二
大正六年	一・七五	二・三三	四・一七	二・五七	〇・六六
大正七年	一・五九	三・六四	四・七〇	三・三四	
大正八年	二・九三	二・八〇	一・七三	八・五七	
大正九年	八・七四	二・四七	一・五九	六・八四	四・四
大正十年	二・三九	一・八三	二・九一	一・六九	
大正十一年	〇・〇〇	一・四三	二・三三	二・二五	一・六
大正十二年	一・六八	一・六三		三・六五	〇・元
大正十三年	四・六五	一・六二		二・四三	三・六
大正十四年	八・〇三	四・三三		一・六四	二・四

東京積出清酒の場合、清酒の生産過程に於ける原價計算を凡て網羅したものであるから、これを標準として生産過程の全體に通ずる結論を與へる事は決して不自然であるまい。第三十七表の東京積出清酒純益表の數字に基き、清酒造石税の轉嫁と生産過程との關係に就き、次の如き斷定を下す事が出来る。

一、純益の多少は年度により非常に異つてゐる。損失を蒙る年もあり巨

第五圖表 東京發出清酒の賣捌値段、原價及び純益比較表



酒税の轉嫁を論ず

二五六

利を博する事もあり、結局約十年すれば正常の利益を収める事が出来る
と云ふ意味からして、十年帳尻なる用語が商家の間に行はれてゐるが、酒
造業は恰も其適例である。

二、上等品になる程純益が多く、下等品に至りては純益少きのみか往々に
して損失さへも齎るのである。これ上等品と下等品とが、その賣捌値段
に於ては著しき差あるに拘らず、その生産費には大差が無いからである。
而してこれが原因としては、清酒造石税が上等品と下等品とを區別せず
して單純なる従量税を採用してゐる事をも數へねばならぬ。これ「元を
一割張りこめば二割とれる」の原則が行はれる所以である。

清酒の生産過程を見るに、酒造家は、年度の如何によりて或時は轉嫁以上の
利益を収め、或時は轉嫁すべき等の酒税の一部又は全部を自ら負擔さへもし
てゐる、同時に上等品にて巨利を占め、下等品にては轉嫁を斷念するのみか常
に損失迄も負擔してゐるのである。或大酒造家の營業報告に現はれたる此
現象は、程度の差こそあれ、我國全體の酒造業の生産過程に適用せられてゐる

のである。要するに、酒税轉嫁の第一歩たる生産過程に於て已に、轉嫁なるものが決して機械的のものにあらず複雑極りなき他の要素に支配せられ影響せられてゐる事を示してゐる。

第二款 清酒釀造業集中の趨勢

清酒造石税の轉嫁と生産過程との關係を論ずるに當り、無視する事の出来ないのは、清酒釀造業集中の趨勢である。

一 企業集中の數字

主税局統計年報書の數字を基礎として、我國に於ける査定石數、免許人員及び免許人員一人當り査定高を算定すると、次の結果を得る事が出来る。

第三十八表 全國に於ける免許人員一人
當り清酒査定高表

酒造年度	査定高 ⁶³⁾	免許人員 ⁶³⁾	一人當り 査定高	酒造年度	査定高 ⁶³⁾	免許人員 ⁶³⁾	一人當り 査定高
明治三十五年	三、三〇九、〇七石	二、三〇八人	三、七石	大正三年	三、六三三、〇九石	一〇、三六八人	三、五石
明治三十六年	三、六三三、九六三	二、七三六	三、〇七	大正四年	三、八三三、三〇六	九、八七九	三、九石
明治三十七年	三、一三三、一三三	二、一七四	三、〇三	大正五年	四、〇四七、五九九	九、八三三	四、一石
明治三十八年	三、七九三、〇九石	二、一〇四	三、四二	大正六年	三、〇四四、五七七	九、八六三	三、一石
明治三十九年	四、一六七、七三二	二、二二二	三、七二	大正七年	四、三三三、八六六	九、八三八	四、〇石
明治四十年	四、五六八、九七七	二、二七三	三、八七	大正八年	三、八七三、一六三	九、七九五	三、〇石
明治四十一年	四、三三四、九六八	二、一四四	三、九二	大正九年	四、三三三、三四四	九、三七九	四、五石
明治四十二年	三、九三三、〇三三	一、〇、五六六	三、五七	大正十年	三、三〇〇、三三二	九、四八一	三、四石
明治四十三年	三、八六一、一三四	一、一〇四	三、三三	大正十一年	三、三三四、五七七	九、五二二	三、四石
明治四十四年	四、一九八、四九九	二、二〇六	三、四四	大正十二年	三、四四九、〇〇〇	九、四八七	三、六石
大正一年	四、一三九、〇〇九	一〇、〇三三	三、七六	大正十三年	三、一七九、八六二	九、四〇三	三、三石
大正二年	四、三六八、八三三	一〇、〇八八	四、〇〇	大正十四年	三、一四七、三三三	九、三九〇	三、三石

過去二十二年の趨勢を見るに、一方全國清酒査定高が三百萬石より五百萬石迄約一倍半に増加してゐるに對し、他方免許人員は遂に一萬二千人臺より九千人臺に約二割五分減少してゐるのである。従つて醸造業者一人當りの石數が二倍以上に増してゐるのを見る事が出来る。我國酒造業が漸次大企

63) 主税局統計年報書；酒造税表

業に集中せられて行く事は、これが大體明かとなるのである。

然らば、我國酒造業が大企業に集中せられる原因は那邊に存してゐるのだらうか。Dierschke が獨逸に發見した如く、大企業に於ける生産費遞減に其原因を歸すべきか、又は其他の事情に基くのであらうか。材料の都合上地域を灘五郷に限り、研究を進めたのである。

灘五郷は、その清酒醸造高が全國の一割内外を占め凡ての點に於て全國清酒醸造の代表的のものであるから、これが標本調査は相當重要な結果を齎すのである。

第三十八表に現はれたる大企業集中の傾向は、灘五郷の酒造家の間にも之を見る事が出来る。第三十九表は其目的の爲めに作成せられたのである。

第三十九表 灘五郷に於ける免許人員一人當り清酒製成高表

酒造年度	製成高 ⁶⁵⁾	免許人員 ⁶⁵⁾	一人當り 製成高	酒造年度	製成高 ⁶⁵⁾	免許人員 ⁶⁵⁾	一人當り 製成高
明治三十五年	三、一、三九九石	一、四三一人	三、六三石	明治三十六年	三、一、二七石	一、四七一人	三、四七石

64) Dierschke; Progressive Besteuerung des Grossbetriebes bei einigen Verbrauchssteuern
 65) 攝津灘五郷清酒造石高調査表

年	酒税額	酒税額	酒税額	年	酒税額	酒税額	酒税額
明治三十七年	三、七、四、五	二、三、四	二、六、七	大正十四年	三、三、三	三、三、三	四、九、五
明治三十八年	四、三、四、〇	二、四	三、九、七	大正十三年	三、五、三	二、六	四、一、九
明治三十九年	四、八、三、〇	二、三	三、〇、二	大正十二年	三、六、七	二、〇	四、六、九
明治四十年	四、七、四、七	二、四	三、七、九	大正十一年	三、七、二	二、九	四、六、五
明治四十一年	四、〇、九、五	二、三	三、五、五	大正十年	三、五、五	二、〇	四、五、八
明治四十二年	四、三、七、〇	二、二	三、〇、九	大正九年	三、〇、九	二、三	四、〇、九
明治四十三年	四、三、四、一	二、七	三、七、二	大正八年	三、一、〇	二、八	四、〇、九
明治四十四年	四、八、三、七	二、七	三、七、九	大正七年	三、二、九	二、九	四、三、三
大正一年	四、六、〇、七	二、八	三、六、七	大正六年	三、〇、二	二、八	四、四、九
大正二年	四、六、七、二	二、〇	三、五、三	大正五年	三、〇、二	二、八	四、一、九
大正三年	三、〇、〇、三	二、四	三、三、三	大正四年	二、六、七	二、八	三、八、八

二十四年の間に、灘五郷に於ける清酒の製成高が約五割増加してゐるのに、免許人員は約二割減少してゐるから、結局各酒造家の醸造高は平均約九割方を増加してゐる事となる。而して此趨勢は、明治三十七酒造年度、大正三酒造年度、大正十三酒造年度の清酒製成高の分布表を見る事により一層明瞭に知る事が出来る。第四十表がこれである。

第四十表 灘五郷に於ける清酒製成高別免許人員表

免許人員	明治酒造年度			大正酒造年度		
	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	大正一年	大正二年	大正三年
5000石以上	1	1	1	1	1	1
4000—5000	1	1	1	1	1	1
3000—4000	1	1	1	1	1	1
2000—3000	1	1	1	1	1	1
1000—2000	1	1	1	1	1	1
500—1000	1	1	1	1	1	1
200—500	1	1	1	1	1	1
100—200	1	1	1	1	1	1
50—100	1	1	1	1	1	1
20—50	1	1	1	1	1	1
10—20	1	1	1	1	1	1
5—10	1	1	1	1	1	1
2—5	1	1	1	1	1	1
1—2	1	1	1	1	1	1
500石以下	1	1	1	1	1	1

要するに、清酒醸造に於ける企業集中の趨勢は、灘五郷及び日本全國の共通の現象なりと云はねばならぬ。然らば我國の酒造業には大企業經營を便宜とする特殊の事情が無ければならぬ。酒造業者の經濟活動は生産方面と販賣方面との二つに分れるから、以下その二方面について大企業を有利とする事情を調べたのである。

二 生産方面と販賣方面

生産事業は、其種類に應じ、費用遞減収益遞増の法則に支配せられるものあり、費用遞増収益遞減の法則に従ふもの、更に費用恒常収益恒常のものもある。又或限度迄は収益遞増の法則を追ひ、その限度を超ゆると共に収益恒常又は収益遞減の實例を示す場合もある。清酒の醸造は果して何れに屬してゐるのであらうか。

凡そ清酒の醸造には生産單位として一蔵が標準となつてゐる。一蔵は杜氏を始めとして一定數の藏人より組織せられてゐるが、種々の事情よりして、其醸造高の限界が定つてゐるのである。試みに一蔵當り清酒製成高表を作ると、第四十一表の如くてある。

第四十一表 津五郷に於ける一蔵當り清酒製成高表

酒造年度	製成高 ⁶⁶⁾	蔵數 ⁶⁶⁾	一蔵當り製成高	酒造年度	製成高 ⁶⁶⁾	蔵數 ⁶⁶⁾	一蔵當り製成高
明治三十五年	三六、二九石	三六八	九八石	大正三年	三八、〇三石	三七四	一〇六石
明治三十六年	三六、一七石	三六九	九七石	大正四年	四三、六七石	四〇三	一〇八石
明治三十七年	三七、〇六石	三六八	九七石	大正五年	四九、〇三石	四〇三	一二三石

66) 攝津津五郷清酒造石高調査表

明治三十八年	四三、四〇	四〇三	一〇七石	大正六年	五三、六六	四三三	一二五石
明治三十九年	四八、一〇	四〇六	一〇七石	大正七年	五〇、八四	四六一	一一八石
明治四十年	四七、四七	四〇四	一一七石	大正八年	五〇、六三	四六一	一一八石
明治四十一年	四〇、九四	三九九	一〇六石	大正九年	四六、八七	四四一	一一〇石
明治四十二年	四三、三〇	四〇三	一〇六石	大正九年	四九、三三	四四六	一一〇石
明治四十三年	四三、四一	四二二	一〇八石	大正十一年	五七、三四	四七九	一一四石
明治四十四年	四八、三三	四二二	一一三石	大正十二年	五三、二四	四八二	一一〇石
大正一年	四三、〇七	四二六	一〇八石	大正十三年	五七、九四	四七九	一一〇石
大正二年	四六、一五	四二二	一一〇石	大正十四年	五三、六五	四七二	一一三石

明治三十五酒造年度より大正十四酒造年度迄の時期に就いて見るに、一蔵當り製成高は常に九百五十石と千二百八十石との間を往來し大なる變動を示してゐない。更に明治三十七年、大正三年及び大正十三年の三酒造年度を捉へ、各蔵の醸造高の分布を調べて第四十二表を得たのである。

第四十二表 津五郷に於ける清酒製成高別蔵數表

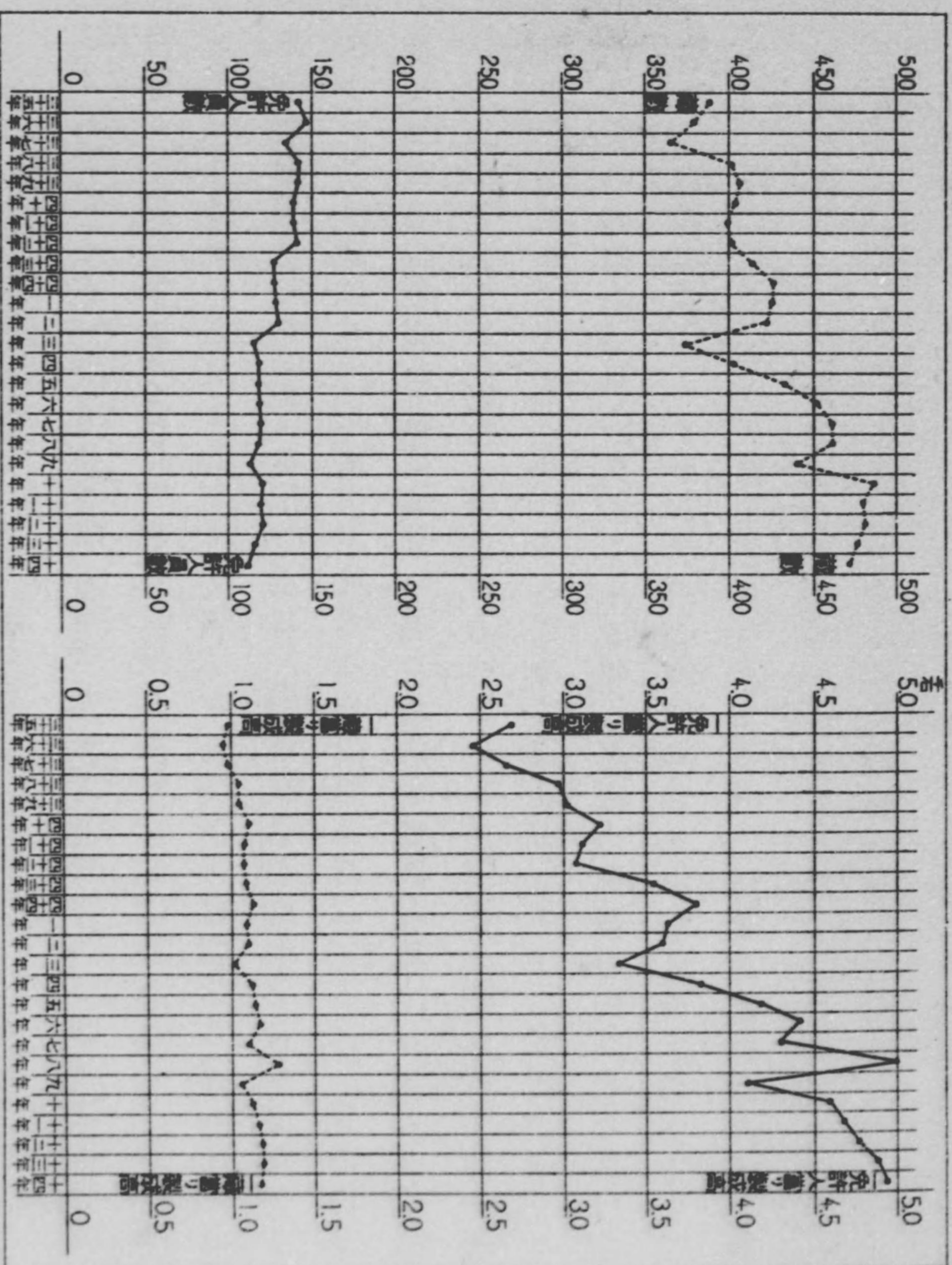
(最低)	明治三十七年	大正三年	大正十三年	蔵數未滿	明治三十七年	大正三年	大正十三年
(一四二石)	七	三	三	四	七	三	三
(四二二石)	十	三	三	四	十	三	三
(三六二石)	十	三	三	四	十	三	三

500—600	2.5—3.0	1,100—1,300	4	7	3
400—500	2.0—2.5	1,000—1,200	4	7	3
300—400	1.5—2.0	1,000—1,200	4	7	3
200—300	1.0—1.5	1,000—1,200	4	7	3
100—200	0.5—1.0	1,000—1,200	4	7	3
0—100	0—0.5	1,000—1,200	4	7	3

最近四季醸造が一部に行はれた結果として数字が多少紊されてゐるが大體に於て千百石が一藏の正常造石高なりと云ふ事が出来る。除外例は勿論あるが、各藏の生産は千百石内外迄費用遞減収益遞増で進み、それを限界として違つた法則に支配せられる譯である。

一藏當り限界生産高が大體一定してゐるとせば、一藏當りの生産高を増加する事は収益を増さざるのみか事ろ損失を伴ふのである。従つて生産方面に於ける大企業の利益は、生産單位たる各藏を多數連續する事に求めねばならぬ。生産單位たる藏を多數所有する事は、一、原料米の購入、二、樽、桶其他酒類容器の買入、三、杜氏の競争の奨励等の方面に於て多少収益を増すのである。

第六圖表 一藏當り酒酒製成高と一免許人當り酒酒製成高との比較表



然し此方面にも一定の限界を存し餘り多きを期待するを得ないのである。

一藏の生産高が一定し且つ多數の藏の連結が多くの利益を齎さないとせば、清酒醸造業の大規模經營の利益を生産方面に求むる事は之を斷念せねばならぬ。然らば販賣の方面はどうであらうか。清酒の消費者の大多數は、其消費する清酒其者よりも寧ろ清酒の商標に大なる信用を拂つてゐる。従つて大企業の長所は、生産の方面よりも寧ろ販賣の方面に現はれるのである。

大醸造家は原則として有名なる商標を有し、従つてその醸造にかゝる清酒は容易に且つ高價に販賣し得るのである。之に反し、小醸造家は、生産方面にては大醸造家と對等の地位に立てるに拘らず、販賣方面に於ては、有名なる商標を有せざる結果として、常に不利なる立場に置かれてゐる。茲に於てか、買酒なる變態現象が発生するのである。即ち小醸造家は生産の技術的方面のみに没頭し、自分の製品を無印にて直に大醸造家に賣却する事によつて販賣の商業的方面を斷念するのである。大醸造家は、自家の製品に自家の商標を附して販賣するのみならず、適當なる品質の清酒あらば之を小醸造家より買

ひ上げ自家の商標を附して市場に提供するのである。この二つの立場よりして、小醸造家と大醸造家との間に買酒なる特別取引が成立し得るのである。買酒なる變態現象が大小醸造家の間に行はれる事は、販賣方面に於て如何に商標の力が偉大にして且つ如何に大企業組織が有利なるかを示してゐる。而も小醸造家が買酒の手段によつて自ら市場に出づる事を断念する結果は、總て醸造それ自身をも断念する事となるのである。清酒醸造に於て小企業が衰へ行くのは、一に販賣方面に其原因を求めねばならぬ。

酒税の轉嫁と生産過程の問題として特に注目すべきは、金融業者と酒造家との關係である。抑も酒造業は、原料、勞銀に加ふるに清酒造石税の納付を必要とし、可なり巨額の醸造資金を用ひるのである。かくて金融界の情況如何は直に金融業者と酒造家との關係の上に影響を及ぼす事となる。金融關係と酒税の轉嫁とは、此意味に於て、密接なる聯絡を有してゐるのである。

大正九年四月刊行の日本銀行調査局；酒造業に關する調査は此問題に關し有益なる參考材料を與へてゐる。

第三節 酒税の轉嫁と流通過程

酒造家の生産過程をへたる清酒は、各種の流通過程をへて消費者の手に移るのである。此等の経路の中、消費者と小賣商との關係は後に譲り、茲には其他の流通過程に於ける酒税轉嫁の態様を、酒造家—問屋—仲買—小賣商の順で論ずる。

第一款 酒造家より小賣商までの過程

一 酒造家

流通過程に於ける酒造家の地位は、生産過程に關連して説明したから、茲には代金回収に伴ふ金利の問題と買酒の制度とに問題を限局する。

生産過程に於て説明せし如く、清酒は原料米と酒税と附帶費との爲めに可なりの原價を要するものである。従つて酒造家の金融關係は、轉嫁と流通過

上の後人に賣却するのを原則としてゐる。然れども無印物を醸造する小酒造家は、不景氣にて金融の道がつかざる時、又は通常の景氣の際にても有名品を擁する大酒造家に賣却するを利益と考ふる時には、自家の清酒を他の大酒造家に桶賣するのである。此際、桶賣をする小酒造家と買酒をする大酒造家との間に立つのが仲繼であつて、仲繼の収入は公然の手数料(灘)にては買手が負擔し、伏見にては賣手が支拂ふ、最近にては十石につき五圓及び口錢よりなつてゐる。賣買價格は、元附(米)及び造石税が重要部分を占むに固定資本の原價銷却及び營業税所得税を加へたものであるが、往々元附そのものを下る事がある。

かくて買酒をなしたる大酒造家は、或は買酒を其儘に、又は其買酒を他の買酒又は自家醸造の清酒と混じて、自家の商標の下に市場に賣り出すのである。同一品質の清酒にても、有名品として市場に出る方が無印物として現はれるよりも高價に評價せられる事は勿論である。此の場合買酒をしたる大酒造家は、大に利し、桶賣を試みたる小酒造家は、殆んど利益を收めざるのみか往々

損失に終る、而かも此現象が毎年繰り返されてゐるのを見受けるのである。然らば或種の小酒造家が何故かゝる不利を忍んで迄も酒造業を繼續するか、の疑問が起り得るのであるが、これ經濟現象に非合理的分子の加はつてゐる一適例である。蓋し酒造家なるものは多くは地方の名望家なるが故に、營利を離れても父祖傳來の酒造業を固守すべく、従つて彼等は、金錢の損失を忍びても傳統的の誇りを維持せんとするからである。合理化したる現代經濟社會にかゝる非合理的の現象の存在してゐる事は、これ亦轉嫁關係を複雑にせしむる一原因である。

尙、桶賣専門の小酒造家が往々損失を忍んでも醸造を繼續する事に關し、其原因を専ら技術上及び經濟上の原因に求めんとする議論がある。傾聴すべき意見であるから、次に引用する。

一、一度醸造を中止する時は、傳統的に使用してゐた優良なる杜氏を失ふ結果を來たす。

二、酒藏を一箇年以上使用しない時には、大桶、三尺桶、酛卸(コシキ)飯、壓搾槽(フネ)等の大容

器機械の類が乾燥しハツシヤギ、大修繕を加へなければ再び使用する事が出来なくなる。造り桶及び夏圍桶も亦年々之に手入れをなさねば醇良なる酒を造るを得ない。

三、酒造業は大なる固定資本を要するが故に、資金の回轉が頗る緩慢である。休造する時は忽ち金融の道を失ふのである。

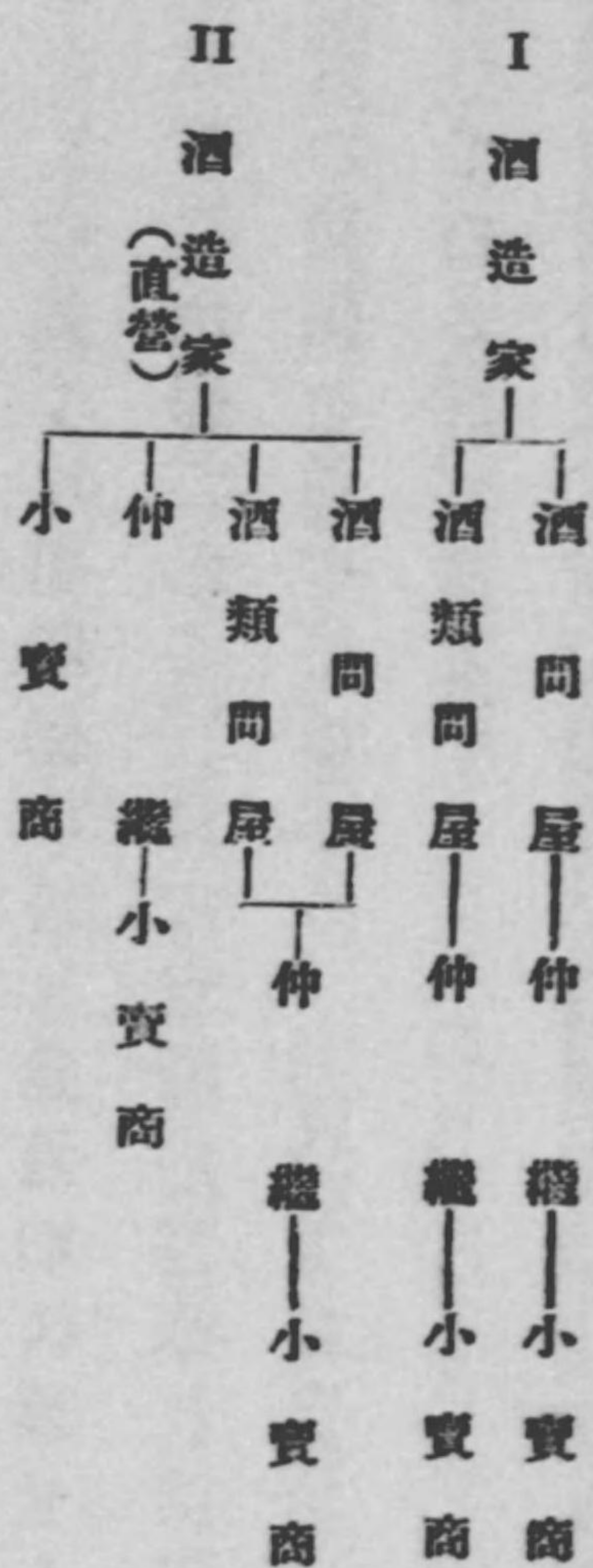
四、清酒の醸造期とその出廻期との間には相當の期間が存するのが常である。故に前年度の清酒が損失を齎す事ありとするも、今年度酒の出廻期には幾分か景氣回復し相當の利益を齎し得る見込がないでもないから、更に今年度酒の醸造にとりかゝるのである。又事實に就いて見るも、不況時の翌年には各酒造家が一般に造石高を減少するを以て、酒價が相當の價格を維持し、不況時の損失を連續して繰り返す事は少いのである。

二 問屋

酒造家を離れたる清酒は、通常の形式ならば、問屋の手に入り、更に轉じて仲買人を通じ小賣商の手に入るるのである。只此點は地方により商店により非

常に異り一様に律する事が出来ない、茲には、かの歴史的に有名なる灘酒造業者と東京の新川問屋との關係を叙ぶるに止めよう。

東京の新川には約十五軒の酒問屋と約十三軒の酒類問屋とがあつて、専ら此等の問屋が灘酒を取扱つてゐるのである。本來、灘酒は酒問屋のみが之を扱ひ、酒類問屋は地廻物を専門とし、各々分業を守つてゐたのであるが、現今にては兩者の區別なく何れも灘酒を扱つてゐるのである。灘の酒造家の中でも特に魚崎、御影、西郷の酒造家は、兩問屋を通らざる直營の方法迄も採用してゐる。灘酒の東京に於ける流通過程は現今に於て次の二種に分れるのである。



かくの如く取引關係は恰も過渡期に屬せるが故に、之を正確に説明する事は非常に困難である。只代表的の意味に於て、新川問屋と灘酒造家との委託販賣の關係を述べて置かう。勿論大震災以後は、必ずしも次の習慣が嚴守せられてゐる譯ではない。

灘の酒造家が新川問屋に清酒を積出すと、問屋は東京驛より問屋迄の運賃を負擔して清酒を引取るのである。問屋は酒造家の指定價格の範圍内にて委託清酒を賣却し、其翌月頃に賣捌價格の七分金又は八分金を酒造家に送るのである。而して殘餘の二分金又は三分金は、それより問屋口錢(賣捌價格の七%倉敷料を差引き、年一回五月頃に計算するのである。かく云へば東京新川問屋は常に賣捌價格の七分口錢を受け、其收入が確定してゐる様であるが、必ずしもさうで無い。實は、取引當事者の強弱關係如何により問屋口錢は七分以上の事もあり又それ以下の事もある。問屋は、自己が弱者であれば、仕切値段を加減して不利を忍び、酒造家が弱者である時には、自己に有利なる仕切を定める事になつてゐる。租税の轉嫁關係は茲にても大いに紊されるので

ある。

かくて清酒は、酒造家より問屋仲買の手をへて小賣商に至る迄に、種々の複雑なる影響を受くるものである。小賣商と消費者との流通過程に就いては、款を新たにして述べよう。

第二款 小賣商より消費者までの過程

納税者たる酒造家の納めし酒税を擔税指定者たる消費者に轉嫁する最後の人は、小賣商たるを常とする。考へ方によれば、小賣商は流通過程に於ける酒税轉嫁に關し最も重要な役目を演ずる譯である。生産過程と流通過程とを通じて轉嫁が都合よく行はれても、この最後の階段に於て失敗せば、凡てが無効に歸するからである。小賣商と消費者との關係は地方により大いに異つてゐるが、茲には清酒の大消費地たる東京、大阪、京都の三大都市を標準として研究を進める。

一 小賣商の數

第一に明かにすべきは小賣商の數、その一箇年に於ける清酒販賣石數及び販賣價額である。

國勢調査の職業の分類一三五には次の數字が掲げられてゐる。⁶⁸⁾

第四十四表 三大都市に於ける酒類業者表

(大正九年國勢調査報告による)

大 阪 市	京 都 市			總 數	實 際 數	酒類、調味料、清涼飲料販賣	總數に對する割合	商業に對する割合	物品販賣業に對する割合
	總數	業者總數	本業主						
一、三三、九三	一〇三、八〇	二七〇、八五	五九、三三	一、三三、九三	一、三九	一・三五%	三・三%	五・二%	
四六、七六	三三、七三	七六、四七	一八四、六三	四六、七六	六六六	一・四	三・三	四・九	
三三、一〇	二四、四〇	五、七四	二九、八七	三三、一〇	三、四〇	一・九	四・二	五・四	
一六、四二	一、三九	二、三四	六、八三	一六、四二	六六六	一・四	三・三	四・九	
一、三	一、二五	〇、九四	二、一六	一、三	一、四	一・九	三・七	五・二	
三、六	三、三	三、三	三、七	三、六	三、三	一・四	四・二	五・四	
五、三	五、二	四、九	五、六	五、三	五、三	一・四	四・二	五・四	

68) 國勢調査報告; 府縣の部第二卷及び第三卷

二市合計	東 京 市			總 數	實 際 數	酒類、調味料、清涼飲料販賣	總數に對する割合	商業に對する割合	物品販賣業に對する割合
	總數	業者總數	本業主						
一、八四、〇六	一〇三、八〇	二七〇、八五	五九、三三	一、八四、〇六	一、三九	一・三五%	三・三%	五・二%	
六三、四六	三三、七三	七六、四七	一八四、六三	六三、四六	六六六	一・四	三・三	四・九	
四四、九四	二四、四〇	五、七四	二九、八七	四四、九四	三、四〇	一・九	四・二	五・四	
三、二七	一、三九	二、三四	六、八三	三、二七	三、四〇	一・九	三・七	五・二	
一、三	一、二五	〇、九四	二、一六	一、三	一、四	一・九	三・七	五・二	
三、七	三、三	三、三	三、七	三、七	三、三	一・四	四・二	五・四	
五、三	五、二	四、九	五、六	五、三	五、三	一・四	四・二	五・四	

第四十四表に於ける大阪東京京都の三大都市の酒類、調味料清涼飲料販賣を見る。業主に於て總數の一・二五—一・九四%平均一・六八%、商業の三・八三—四・一一%平均四・〇三%、物品販賣業の五・二八—五・四四%平均五・四〇%、を占め本業者總數に於て總數の〇・九四—一・一四%平均一・〇七%、商業の三・二一—三・三九%平均三・三三%、物品販賣業の四・九〇—四・九五%平均四・九三%であり、更に本業者以外の人をも加へると總數の一・一六—一・三一%平均一・二六%、商業の三・七〇—三・七六%平均三・七五%、物品販賣業の五・二二—五・二六%平均五・二

東京府の報告は未だ發表せられざるを以て東京市の分は之を除き、京都市大阪市の二大都市のみに就いて観察する

三%)に當るのである。二都市全體の業主に就いて云へば、總數の一六八%、商業の四〇三%、物品販賣業の五四〇%が「酒類、調味料、清涼飲料販賣」を營んでゐる結果となる。我が經濟組織を研究するに際し、大いに注目すべき現象である。但し職業小分類一三五「酒類、調味料、清涼飲料販賣」は、酒類小賣商の外に味淋小賣商、醬油商、砂糖小賣商、味の素販賣、清涼飲料販賣の異分子をも包含してゐるから、嚴格なる意味の酒類小賣商の統計としては不完全たるを免れない。

國勢調査以外の官廳統計の中にも酒小賣商の數が掲載せられてゐるものもあるが、職業の分類法が私の目的に適しないから之に據らず、専ら同業組合の報告のみを用ひた。東京酒類仲買小賣商同業組合、大阪酒類商同業組合、京都酒類商同業組合より第四十五表の材料を提供せられたのであるが、残念な事には東京の數字が震災の結果凡ての點に就いて不十分になつてゐる。

第四十五表 三大都市酒類商組合に於ける販賣石數

販賣價額及組合員數累年比較表

(イ) 大阪酒類商同業組合 (明治三十九年一月十一日創設)

年度	販賣石數	販賣價額	組合員數	組合員一人當り石數	組合員一人當り價額	備考
明治三十九年度	四八、七五三	一、九三七	一、九二七	二五・三	一・〇	創立當時として新加入者多し
明治四十年度	五三、七〇〇	三、三三三	二、一五〇	二五・〇	一・五	殆んど加入済
明治四十一年度	五五、〇〇〇	三、三〇〇	二、一〇〇	二六・〇	一・五	
明治四十二年度	一一、三〇〇	六、七〇〇	二、三〇〇	五〇・〇	三・〇	
明治四十三年度	一一、八〇〇	七、〇九一	二、三三七	五〇・〇	三・〇	
明治四十四年度	一四、九〇〇	九、四六六	二、九一九	五〇・〇	三・二	
大正元年度	一七、四〇〇	一一、三六六	三、八九四	六〇・〇	三・九	郡部接近町村編入
大正二年度	一六、八〇〇	一〇、三二二	三、八九四	六〇・〇	三・七	財界不況にて廢業
大正三年度	一四、六〇〇	八、八八八	二、八七三	五〇・〇	二・八	同
大正四年度	一四、〇〇〇	八、一六六	二、八三三	五〇・〇	二・八	同
大正五年度	一三、〇〇〇	九、一三三	三、〇四一	五〇・〇	三・〇	財界好況
大正六年度	一六、三三〇	一三、三三八	三、二五五	五〇・〇	四・三	同
大正七年度	一九〇、三七三	一八、九八三	三、三三六	五八・八	五・九	同
大正八年度	一九五、〇三八	二九、一八六	三、三六六	六〇・一	九・〇	衆界の好況
大正九年度	二二八、一八五	三六、三三八	三、六四三	五九・九	七・三	自然増加
大正十年度	二二八、九四〇	三三、〇四〇	三、七〇〇	五八・七	六・四	同
大正十一年度	一九七、〇四五	三二、六六六	三、七四七	五二・六	五・八	同
大正十二年度	三〇六、七五〇	三〇、八三五	三、九八一	五三・九	五・三	同
大正十三年度	一九四、三九三	一八、一四四	四、二二六	四七・〇	四・四	同

69) 東京市統計年表は日用品販賣店中に毎年六月末現在の酒小賣商の數を掲載してゐる。然し本表に所謂酒小賣商なるものは醬油小賣商をも包含してゐるから、嚴格なる意味の酒類小賣商の統計としては本表は不完全である。

大正十四年度
大正十五年度

一八七、二六

一六、九三

四、三三

四三〇

三・九
地域擴張により増加

(ロ) 京都市酒類商同業組合 (明治四十一年創設)

年度	販賣石數	販賣價額	組合員數	組合員一人當り石數	組合員一人當り價額
明治四十一年度	五〇、六六	一、九六	五九	八五・六	三・三
明治四十二年度	五〇、二四	二、〇〇	五三	八九・三	三・六
明治四十三年度	三二、〇四	二、〇四	六〇	八四・六	三・四
明治四十四年度	四八、〇四	二、〇九	六五	七五・七	三・三
大正元年度	四六、四四	二、三〇	六九	七一・六	三・四
大正二年度	四八、七五	二、二六	六三	七四・三	三・三
大正三年度	四九、三三	一、八三	六三	七三・三	二・六
大正四年度	四三、三三	一、八九	七二	六三・三	二・六
大正五年度	四三、〇八	二、二〇	七二	五九・六	二・七
大正六年度	四二、一四	二、五八	七八	五五・五	三・三
大正七年度	四三、三九	三、三九	八四	五三・七	四・〇
大正八年度	四九、〇〇	六、四七	八七	五六・五	七・四
大正九年度	四三、三三	六、二四	九七	六〇・三	六・九
大正十年度	四三、六〇	五、六四	九三	四六・八	六・一

大正十一年度
大正十二年度
大正十三年度
大正十四年度
大正十五年度

四三、五〇〇
四六、八〇〇
四四、四六〇

五、三〇〇
四、九一四
四、三三三

九五〇
一、〇九九
一、一〇三

四五・八
四三・六
四一・三

五・五
四・五
三・八

(ハ) 東京酒類仲買小賣商同業組合 (大正六年十一月七日創設)

大正六年十一月七日	三、八〇〇	大正十四年三月	三、八六五
大正七年秋	四、三〇〇	大正十四年八月	六、六〇〇
大正十一年度	四、五二九		
大正十三年三月	五、六二五		

第四十五表は組合員の數字であるから、組合外の酒小賣商を包含せず、更にその地的範圍が必ずしも一致せず、従つて職業統計としては完全なものと云ひ難いが、これによつて大勢を明かにする事が出来るのである。第四十五表にある最近の數字によると、東京七千、大阪四千、京都千と、いづれも全市の戸數に比して可なり多數の組合員の數字を示してゐる。然るに其賣上石數は一

人當り平均年四五十石、賣上價額四五千圓と云ふ小額である。勿論此等の平均數字が最小限を示したものである事は種々の事情から推察せられるから、無條件に之を採用する事を得ないが、兎に角小規模の小賣商が多數に存在してゐる事は第四十五表によつて想像するに難くない。而して此等の小規模の小賣商に限つて常に新陳代謝を繰り返してゐるのである。如何に清酒小賣商に浮動の分子が多きかは、第四十六表の示す所である。

第四十六表 三大都市に於ける清酒小賣商員數表

	(イ) 大阪酒類商同業組合			(ロ) 京都市酒類商同業組合		
	開業	廢業	年度末員數	開業	廢業	年度末員數
明治三十八年度	二二		一、三三			
明治三十九年度	八四		一、九七			
明治四十年度	四六		二、一五〇			
明治四十一年度	三五八		二、一〇〇	二四九		三
明治四十二年度	三七八		二、二五〇	六		三
明治四十三年度	四四七		二、三三七	六		六
明治四十四年度	九四		二、二九	三		六

大正元年度	東京酒類仲買小賣商同業組合														
	開業	廢業	年度末員數	開業	廢業	年度末員數	開業	廢業	年度末員數	開業	廢業	年度末員數	開業	廢業	年度末員數
大正二元年度	四七六		二、八九四			四六			四						六四九
大正三元年度	四〇〇		二、八三二			五〇			四						六五三
大正四年度	四九八		二、八七三			六			四						六九三
大正五年度	四七六		二、九三三			八			四						七三六
大正六年度	四四〇		三、〇八一			九			一〇						七九二
大正七年度	四三三		三、一三三			九			七						七七八
大正八年度	四二七		三、二四六			一三			七						八四四
大正九年度	四二二		三、三六六			一七			六						八九五
大正十年度	四一六		三、四四三			二一			五						九〇七
大正十一年度	四一〇		三、五二〇			二五			四						九三三
大正十二年度	四〇四		三、五九七			二九			三						九五九
大正十三年度	三九八		三、六七四			三三			二						九八五
大正十四年度	三九二		三、七五一			三七			一						一、〇一一
合計	一、一三三		七、一三三			一、一三三			一、一三三						一、一三三

(ハ) 東京酒類仲買小賣商同業組合

開業	大正十一年度			大正十二年度			大正十三年度			大正十四年度		
	開業	廢業	年度末員數	開業	廢業	年度末員數	開業	廢業	年度末員數	開業	廢業	年度末員數
	四七	三六	三三	三三	三三	三三	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇

第四十六表を見る。京都の小賣商には變動が少いが、大阪東京は常に一割内外の開業數と殆んど同數の廢業數とを示してゐる。大阪に於ては、最近二十一年間に於ける開業數一萬餘、廢業數七千餘に上り、結局大正十四年度には四千三百五十二戸の組合員現在數が残つてゐる。變動が如何に激しきかは、此事實よりしても推察出来る。地方の青年が始めて大都會に出ると、從來の經歷上多少の肉體勞働は辭せないが資金及び商才の不用なるが如き職業を擇ぶのである。恰も清酒小賣商がこの要求に合し、年々歳々此等の人の開業數が増すのである。併し此職業は、競争者の多きと掛賣の取立が困難なる事よりして、收支の計算立ち難く、廢業數も可なりの數字に上る譯である。要するに、酒小賣商は、地方青年が大都會にて求むる職業の「瀬踏み」としての社會的意義を有してゐる。

二 小賣商の營業狀態

大阪酒類同業組合では、或る典型的の小賣商につき、その一箇月間の收支狀態を調べ次の如き報告を發表してゐる。⁷⁰⁾

第四十七表 大阪に於ける中位の販賣力を有する酒小賣商一箇月の收支見積表

基準	
家族、夫婦並に子供其他の係累三人計五人	
販賣石數、一箇年七十三石、一箇月六石、一日二斗	
従業員、主人と十六七歳の店員一人計二人	
位置、市内の中以下の場所にて通り筋にあらざる横町	
荷車無し、自轉車一臺を使用す	
收入	金百四拾四圓也
支出	金百貳拾四圓
一箇月販賣高清酒六石に對する一升貳拾錢の割の利益	金貳拾四圓
ビール、サイダー、葡萄酒其他の雜益	金百四拾參圓四拾錢也
家賃	金貳拾七圓五拾錢
營業稅(貳圓七拾四錢、一箇年販賣高壹萬九百五拾圓に對する萬分の三十の月割、貳圓拾貳錢、貸賃價格一箇年參百六拾參圓に對する千分の七十の月割、參拾參錢、従業員二人)	金五圓拾九錢
所得稅(販賣高に對する一割五分の所得一、六四二・五圓の内、三人分控除三〇圓、差引一、四三二・五圓に對する百分の一の月割)	金壹圓貳拾錢
附加稅を國稅の五割と假定す	金參圓貳拾錢
水道料三箇月分一・二六圓の三分の一	金四拾貳錢
米代(六人、一日一人平均四合)(一升四拾錢の割合)	金貳拾八圓八拾錢

70) 大阪酒類商同業組合；記要

金壹拾圓	副食物(醬油、酢等調味料を含む)(一日壹圓)(一人拾六錢七厘)
金貳圓	教育費(小學校二人分)
金壹圓九錢	交際費
金八圓	組合經費四拾四錢、地方會費五拾錢、衛生組合拾五錢
金壹圓	被服費
金拾圓	新聞代
金壹圓	小遣金
金六圓	點燈費(電燈三箇)
金四圓	薪炭費
金拾圓	自轉車一臺(税金、修繕費及減損費一箇年四拾八圓)
金六拾錢	店員給料
	一箇月の純益(但し臨時費を計上せず)

備考

一、家族を五人としたるは大正九年十月一日國勢調査の全國平均一世帯人員五人大阪市の一世帯平均四人五分強なるによる。

二、本組合員一箇年平均販賣高は四十六石七斗なるが、本調査は七十二石として計上したるを以て、組合員の平均額より約五割六分販賣力多きものを基準としたるものなり、是蓋し組合員中兼業者あると從來營業者の常識より判断して一日二斗の販賣力ある小賣商を以て一人前の小賣商として専業に獨立の會計を立て得るものと看做され居るに依る。

この報告は清酒小賣商の地位を如實に示してゐる。小賣商は問屋又は仲買より清酒を購入し、品質を鹽梅して小樽に詰めかへ、消費者の注文に應じて自轉車にて配達する、その代金は一二箇月後に回収するのである。従つて清酒小賣商は、或意味に於て、酒造家であり、運送業者であり、更に金融業者である。この複雑なる資格を備へた酒小賣商こそ、我國最大の租税たる酒税の轉嫁の最後の局に當る人である。以下、小賣商が如何に清酒を仕入れ如何に販賣するかを説明する。

小賣商はその始めに於ては問屋との取引を現金で支拂はねばならぬが、五六回現金取引を續けると、今度は四斗樽二丁位の限度で掛賣の恩典に浴する譯である。多くの小酒屋にては、掛賣取引の二丁の酒樽を除き凡て空樽が並べられ、それに味淋、焼酎、ビール、サイダーを加へて體裁を整へてゐる程度である。これ多くの資本を要せずして酒屋を開業し得る所以である。

小賣取引にて往々、ダース換へ(一ダースの買値を十箇の賣値として賣却す……二割の利益)ダース一割一ダース十二圓で買ふた品物を十箇十三圓即ち

一割増の價格で賣る……結局三割の利益、折れる(折れて倍になる……十割の利益)折れて曲る(折れて倍になり尙其上に曲る……十割以上の利益)の言葉が用ひられてゐるが、酒小賣商は決して凡ての商品につき、かゝる巨利を博してゐるのではない。勿論、無印ムウインの醸造物を問屋又は醸造元より懇願して小賣商に持ち込んだ際には、その小賣商は容易に三割以上の利益を收め得るかも知れない。然し他方商標の通つた有名品になると、顧客が其定價を知つてゐる上に更に廣告材料として好適のものなるが故に、小賣商は其販賣に際し、薄利を忍び、時には損失をも辭せないのである。銘酒一升瓶詰につき小賣商の得たる利益を計算すると、次の如くである。

第四十八表 銘酒の小賣口錢表 (大正十四年に京都にて調査す)

第 第 第	銘酒一升瓶詰	小賣商の賣値	小賣商の買値	差引利益	利益割合
一		一・七〇円	一・六七円	〇・〇三円	一・八%
二		三・〇〇	二・九五	〇・〇五	一・七%
三		三・〇〇	四・〇〇	〇・〇〇	四・三%

最も都合の好い場合をとつても八分の利益であるから、餘は推して知るべきである。而して薄利の實例は麥酒に於て之を最もよく見得られるのである。第四十九表は、京都の酒類販賣業者齋藤氏の材料と東京酒類仲買小賣商同業組合の計算との二つを收めたものである。

第四十九表 麥酒の小賣口錢表

(イ) 京都に於ける調査

買 入 値 段	賣 上 値 段	利 益 (四打につき)	買値に對する利益の割合
四打入十七圓七十錢也 買値十八圓五十錢より	(一)四打賣……十八圓	(一)四打賣……三十錢	(一)四打賣……一・六%
(一)特別景品 五十錢	(二)打賣……四圓五十錢	(二)打賣……六十錢 (箱代三十錢が加はる)	(二)打賣……三・四%
(二)賣捌賞奨助金 二十錢	(三)瓶賣……四十錢	(三)瓶賣……一圓八十錢 (箱代三十錢が加はる)	(三)瓶賣……九・七%
(三)年末特別慰勞金 十錢 を差し引き計算す			

(ロ) 東京に於けるエビス、キリン印利益採算

(△は損失)

71) 「公設市場販賣品目中より酒精含有飲料撤廢に關する請願事由」の參考表

原	價	小賣價格	利益(四打につき)	仕入價格に對する利益の割合
四打入 二十四圓二十四錢七厘也 仕入價格十八圓より空箱賣却代金三十錢を控除し、更に (一)公課金十四錢七厘……營業稅所得稅附加稅 (二)營業經費二圓四十錢……雇傭人手當食費其他一切雜費等一人一箇月平均六十圓とし、一人一箇月賣上高金四百五十圓とす を加算す		一本四十二錢 (四打二十四圓十六錢)	△八錢七厘	△〇・四八%

麥酒の薄利なる事は、その定價が一般に知れ渡つてゐる事以外に、需要が夏期に限定せられてゐると云ふ特殊の事情が影響してゐるのである。清酒の方は、麥酒と逆に、その賣行が冬期に最も盛にして夏期には微々として振はざるを原則としてゐる。従つて、清酒小賣業者は來るべき清酒販賣の最盛期に備へる爲めに、閑散期たる夏期に豫め得意先を爭奪し又は少くとも維持して置かねばならぬ。第四十九表の示す如く、清酒小賣業者が薄利を忍びても又は損失を敢てしても麥酒販賣を兼營する所以は、冬期に清酒を賣捌かんとす

る策戦に出でゐる。

要するに、小賣商より消費者に至る流通過程に就いては、大體次の如き轉嫁の特徴を擧げる事が出来る。

一、酒屋と呉服屋との支拂は急がなくても宜いと云ふ言葉の示す如く、此過程にては支拂の延滞又は掛倒れが比較的多いのである。近頃は毎月二十五日に帳簿を締切り三十日に集金する事と定まり一應は小賣取引が餘程改善せられてゐる譯であるが、小賣商の多くは依然此點で金融上の苦しみを受けつゝある。

二、多數の競争者が併立するとせば、酒小賣商は、あらゆる機會を捕へて自家を宣傳せねばならぬ。即ち銘酒、麥酒、清涼飲料水の如き、商標の通つた定價品を薄利又は損失を忍びても賣却し、以て顧客の心をつなぐ手段に供する譯である。これが補充としては、融通品を安く叩き買ひ之を高價に販賣して巨利を收めるのである。かくて箇々の商品については、或は五割の利益のもの五分の利益のもの又は五分の損失のものがあるが、全體

として相當の利益を收めんとする營業方針が採用せられてゐる。
 三、税法の改正、金融關係、需給關係等の事情に基き清酒の卸賣値段は絶えず變動してゐるが、小賣値段の方は割合に固定してゐる。これ小賣そのもの、性質より来る當然の結論である。然らば卸賣値段が高くかつたに拘らず小賣値段が動かない時には如何にして切抜けるかと云ふと、品質及び辨目を悪くする事によつて實質上の値上げを行ふのである。

この三つの特徴は轉嫁を一層複雑にするものである。「客寄せ品」を買つた人、月末に正直に支拂ふ人、卸賣値段が下つてゐるのに小賣値段が動かない時に酒類を消費した人は、常に轉嫁以上の負擔を受け、然らざる人は酒税の負擔の一部又は全部を免れるのである。

近頃公設市場の出現が酒小賣商の一部に脅威を與へてゐるが、未だ其程度は微弱である。寧ろ、容器の改良が行はれ、凡ての清酒の分量、品質及び價格が確定せられ標準化せられて來ると、小賣取引も改善せられ、酒税轉嫁も圓滑に進められる事になるのである。第五十表によると

第五十表 灘五郷清酒樽詰販売高表

(イ) 灘五郷全體にわたる調査 (四宮税務署調査)

年度	樽詰石数	磁陶器製其他の容器入	樽詰石数
大正七酒造年度	七五、八八七	一七	三三、二二五
大正八酒造年度	八〇、六三三	三六	四〇、三三三
大正九酒造年度	八四、五八八	二四	三〇、八七〇
大正十酒造年度	一〇一、九七一	三二	三九、四四三
大正十一酒造年度	一三三、八一	二四	三六、三三九
大正十二酒造年度	一四七、六三七	一、六六	二九、四三六
大正十三酒造年度	一三〇、九四六	三二	二四、八六
大正十四酒造年度			
大正十五酒造年度			

(ロ) 若林合名會社調査

年度	東京(極上以上)		阪神(極上以上)		總計	
	樽	合計	樽	合計	樽	合計
大正五年度	九七・〇%	一〇〇・〇%	七〇・二%	一〇〇・〇%	八八・五%	一〇〇・〇%
大正六年度	九八・五%	一〇〇・〇%	六三・三%	一〇〇・〇%	八六・〇%	一〇〇・〇%

大正七年度	九六・一	一・九	一〇〇・〇	六・七	三・三	一〇〇・〇	八八・五	一一・五	一〇〇・〇
大正八年度	九五・五	四・五	一〇〇・〇	六四・八	三三・二	一〇〇・〇	八五・六	一四・四	一〇〇・〇
大正九年度	九五・八	四・三	一〇〇・〇	六四・四	三三・六	一〇〇・〇	八五・七	一四・三	一〇〇・〇
大正十年度	八八・三	二・七	一〇〇・〇	六二・一	四二・九	一〇〇・〇	七九・八	二〇・二	一〇〇・〇
大正十一年度	八二・〇	一九・〇	一〇〇・〇	四九・九	四二・九	一〇〇・〇	六七・九	三三・一	一〇〇・〇
大正十二年度	七四・八	三三・三	一〇〇・〇	四四・四	三三・六	一〇〇・〇	六六・二	三三・九	一〇〇・〇
大正十三年度	六四・九	二二・二	一〇〇・〇	三六・八	四二・二	一〇〇・〇	六九・六	三〇・四	一〇〇・〇
大正十四年度	八八・八	一一・三	一〇〇・〇	三六・六	六・四	一〇〇・〇	七三・〇	二七・〇	一〇〇・〇

の數字を得る事が出来る。樽詰石數に比し瓶詰石數の割合が年々増して來る事は清酒を商品化せしむる意味に於て多くの方面に影響を及ぼすが、流通過程の最後の階段たる小賣商對消費者の關係に於て、轉嫁を合理化せしむるに特に有力である。

酒税の轉嫁は可なり複雑なる経路をとるものであるが、轉嫁の最後の階段に於て益々足並が亂れてゐるのは注目すべき現象である。

第四節 酒價より見たる酒税の轉嫁

從來試みられし間接消費税轉嫁論なるものは、殆んど凡て價格を中心として議論せられてゐる。従つて酒税の轉嫁を論ずるに當つても酒價の變動は無視すべからざる要素である。然れども、我國の清酒造石税の如く、納税者たる酒造家より擔税指定者たる消費者に至るまでの間に多數の轉嫁仲介者の存する更轉の場合に於ては、價格變動の因果關係が可なり複雑となる。故に酒價の卸賣及び小賣の單純なる比較のみを以てしては、問題の解決に充分なる效果を上げる事が出来ないのである。これ私が酒價以外の方面より酒税の轉嫁を研究したる所以である。然し酒價の研究そのものが轉嫁關係を明らかにする必要なる材料たる事に就いては疑を容るゝ餘地がないのであるから、茲には酒税の轉嫁を専ら酒價の方面より研究するのである。

第一款 酒價の種類

清酒造石税が清酒の價格に如何に反影するかを研究するに當り、我國には如何なる種類の清酒の價格が存してゐるかを明かにせねばならぬ。清酒の價格は種々の見地より之を區別する事が出来るが、場所を標準とすると生産地價格と消費地價格とを擧げる事が出来る。更に後者は卸賣と小賣との二つに分れるから、結局、生産地價格、卸賣價格、小賣價格の三種を得るのである。

一 生産地價格

生産地價格の調査は種々多様であるが、全國的に及べるものとしては、大藏省主税局の調査を擧げる事が出来る。試みに大正十三年の數字に據れば

第五十一表 地酒清酒一石當り價格全國比較表
(大正十三年)⁷²⁾

大阪		東京										稅務監督局名							
德島市	高松市	富山市	金澤市	福井市	大津市	和歌山市	奈良市	神戸市	京都市	大阪市	前橋市	水戸市	宇都宮市	甲府市	千葉縣佐原町	川越市	横濱市	東京市	標準地名
上	八三・〇〇	八三・七五	八四・九三	七三・三三	六七・〇〇	七〇・一〇	八二・〇〇	七〇・〇〇	八三・〇〇	八六・〇〇	八〇・〇〇	九二・〇〇	九三・七五	八八・七五	一〇八・七五	八九・七五	一一一・三三	一〇一・七五	一〇一・七五
中	七六・〇八	八二・五〇	七九・三三	七三・〇八	六七・〇〇	七三・三三	七〇・〇〇	七三・〇〇	八〇・〇〇	八三・〇〇	八〇・〇〇	九〇・〇〇	八〇・〇〇	八二・〇〇	九一・〇〇	八三・〇〇	一〇九・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇
下	七五・〇〇	七三・〇八	七三・三三	六五・〇〇	六三・〇〇	七三・三三	七〇・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇	八三・〇〇	七三・〇〇	七三・〇〇	七三・〇〇	七〇・三三	八二・三三	八九・七五	八二・〇〇	八二・〇〇
平均	七九・三三	八二・九	七九・六	七二・四	六六・三	七三・〇	七〇・二	六七・三	七三・三	七五・三	八二・九	八三・〇	八三・〇	八二・三	八九・八	八四・〇	一〇一・八	九三・三	九三・三

72) 主税局第五十一回統計年報書；物價表 696

明治四十四年	四一・九四	三九・三三	三九・六七	三九・九四
明治四十五年	四一・三三	四〇・九二	四〇・三三	四〇・〇二
大正二年	四〇・九二	四〇・九〇	四〇・三三	三九・三三
大正三年	四〇・九〇	四〇・九二	四〇・三三	三九・三三
大正四年	四〇・九二	四〇・九〇	四〇・三三	三九・三三
大正五年	四〇・九〇	四〇・九二	四〇・三三	三九・三三
大正六年	四〇・九二	四〇・九〇	四〇・三三	三九・三三
大正七年	四〇・九〇	四〇・九二	四〇・三三	三九・三三
大正八年	四〇・九二	四〇・九〇	四〇・三三	三九・三三
大正九年	四〇・九〇	四〇・九二	四〇・三三	三九・三三
大正十年	四〇・九二	四〇・九〇	四〇・三三	三九・三三
大正十一年	四〇・九〇	四〇・九二	四〇・三三	三九・三三
大正十二年	四〇・九二	四〇・九〇	四〇・三三	三九・三三
大正十三年	四〇・九〇	四〇・九二	四〇・三三	三九・三三
大正十四年	四〇・九二	四〇・九〇	四〇・三三	三九・三三
大正十五年	四〇・九〇	四〇・九二	四〇・三三	三九・三三

此調査は全國に及べる點に於て且つ上中下三種の價格を明かにしたる點に於て長所を有してゐるが、年平均數字のみが算出せられて月別數字が示されざる事と標準銘柄に統一が取れてゐない點に重大なる缺點を含んでゐる

のである。

清酒の價格は、其生産地の如何によりて種々の名稱が附せられてゐる。灘五郷にて醸造する清酒と區別して、それ以外の清酒を地方酒と呼ぶのである。地方酒の中で、伊丹、伏見、京都、西條の醸造酒は地方酒第一標準に屬し、それ以外の地方の醸造酒は地方酒第二標準にして一名場違又は田舎酒イナカヰと稱せられてゐる。

清酒の生産地價格として灘地場桶賣酒價高低累年表及び清酒賣値段調査表を第五十三表に示し、地方酒第二標準としては清酒産地相場異動表を第五十四表に收める事とする。

第五十三表 灘酒生産地價格表

(イ) 灘地場桶賣酒價高低累年表(十駄)

曆年	新酒上物		一ツ火上物		瓶香及二ツ火		一ツ火上物、中值指數	一ツ火上物指數	
	高値	低値	高値	低値	高値	低値		高値	低値
明治四十年	三六五	三三五	三〇〇	二九〇	三三〇	三二〇	100	100	100

第三章 酒稅轉嫁の諸過程

第四節 酒價より見たる酒稅の轉嫁

年次	本火値段	冷卸値段	十二月値段	年次	本火値段	冷卸値段	十二月値段
明治十八年	八五	八八	八八	明治三十七年	三三五	三四〇	三六五
明治十九年	八八	九〇	九〇	明治三十八年	三六五	三四〇	三六五
明治二十年	一一〇	一一〇	一一〇	明治三十九年	三六〇	三四〇	三六〇
明治二十一年	一一〇	一一〇	一一〇	明治四十年	三六〇	三四〇	三六〇
明治二十二年	一一〇	一一〇	一一〇	明治四十一年	三六〇	三四〇	三六〇
明治二十三年	一一〇	一一〇	一一〇	明治四十二年	三六〇	三四〇	三六〇
明治二十四年	一一〇	一一〇	一一〇	明治四十三年	三六〇	三四〇	三六〇
明治二十五年	一一〇	一一〇	一一〇	明治四十四年	三六〇	三四〇	三六〇
明治二十六年	一一〇	一一〇	一一〇	大正元年	三六〇	三四〇	三六〇
明治二十七年	一一〇	一一〇	一一〇	大正二年	三六〇	三四〇	三六〇
明治二十八年	一一〇	一一〇	一一〇	大正三年	三六〇	三四〇	三六〇
明治二十九年	一一〇	一一〇	一一〇	大正四年	三六〇	三四〇	三六〇
明治三十年	一一〇	一一〇	一一〇	大正五年	三六〇	三四〇	三六〇
明治三十一年	一一〇	一一〇	一一〇	大正六年	三六〇	三四〇	三六〇
明治三十二年	一一〇	一一〇	一一〇	大正七年	三六〇	三四〇	三六〇
明治三十三年	一一〇	一一〇	一一〇	大正八年	三六〇	三四〇	三六〇
明治三十四年	一一〇	一一〇	一一〇	大正九年	三六〇	三四〇	三六〇
明治三十五年	一一〇	一一〇	一一〇	大正十年	三六〇	三四〇	三六〇
明治三十六年	一一〇	一一〇	一一〇	大正十一年	三六〇	三四〇	三六〇

(ロ) 清酒賣値段調査表 (十駄七石三斗)

年次	本火値段	冷卸値段	十二月値段	年次	本火値段	冷卸値段	十二月値段
大正十四年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	明治四十一年	三六〇	三四〇	三六〇
大正十三年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	明治四十二年	三六〇	三四〇	三六〇
大正十二年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	明治四十三年	三六〇	三四〇	三六〇
大正十一年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	明治四十四年	三六〇	三四〇	三六〇
大正十年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正元年	三六〇	三四〇	三六〇
大正九年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正二年	三六〇	三四〇	三六〇
大正八年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正三年	三六〇	三四〇	三六〇
大正七年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正四年	三六〇	三四〇	三六〇
大正六年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正五年	三六〇	三四〇	三六〇
大正五年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正六年	三六〇	三四〇	三六〇
大正四年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正七年	三六〇	三四〇	三六〇
大正三年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正八年	三六〇	三四〇	三六〇
大正二年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正九年	三六〇	三四〇	三六〇
大正一年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正十年	三六〇	三四〇	三六〇
明治四十五年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	大正十一年	三六〇	三四〇	三六〇
明治四十四年	六〇〇	六〇〇	六〇〇				
明治四十三年	六〇〇	六〇〇	六〇〇				
明治四十二年	六〇〇	六〇〇	六〇〇				
明治四十一年	六〇〇	六〇〇	六〇〇				

酒稅の轉嫁を論ず

清酒の種々の価格の中で卸賣価格は其調査材料が最も豊富である。卸賣価格の中には、指數で示されてゐるものと實數のものがある。指數のみで示されてゐる代表的のものとしては、日本銀行卸賣物價指數の中の酒價指數を擧げる事が出来る。第五十五表がこれである。この指數は標準清酒六種の卸賣價格を各々十駄につき算定し作製せられたものである。尙標準清酒六種の中、主として飛切、最上、極上の價格を利用し、上々、上、並は寧ろこれが参考材料として用ひられてゐるに過ぎない。

第五十五表 日本銀行の東京物價調に於ける酒價指數表

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治三十三年	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
明治三十四年	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
明治三十五年	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
明治三十六年	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
明治三十七年	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
明治三十八年	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
明治三十九年	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治四十一年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
明治四十二年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
明治四十三年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
明治四十四年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
明治四十五年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正二年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正三年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正四年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正五年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正六年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正七年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正八年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正九年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正十年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正十一年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正十二年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正十三年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正十四年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
大正十五年	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七

實數で示されてゐる清酒卸賣價格の主なるものとして、大阪、京都、東京の三大都市に於ける酒價を擧げる事が出来る。第五十六表以下に此を掲げる。

第五十六表 大阪に於ける清酒卸賣價格表

(イ) 商業會議所調査⁷⁴⁾

大正十五年	一月	一・六五
大正十四年	二月	一・六〇
大正十三年	三月	一・七〇
大正十二年	四月	一・六五
大正十一年	五月	一・七〇
大正十年	六月	一・七五
大正九年	七月	一・七〇
大正八年	八月	一・七〇
大正七年	九月	一・七〇
大正六年	十月	一・七〇
大正五年	十一月	一・六〇
大正四年	十二月	一・六五

(ロ) 大阪市役所調査⁷⁵⁾

明治三十五年	一月	三〇〇
明治三十四年	二月	三〇〇
明治三十三年	三月	三〇〇
明治三十二年	四月	三〇〇
明治三十一年	五月	三〇〇
明治三十年	六月	三〇〇
明治二十九年	七月	三〇〇
明治二十八年	八月	三〇〇
明治二十七年	九月	三〇〇
明治二十六年	十月	三〇〇
明治二十五年	十一月	三〇〇
明治二十四年	十二月	三〇〇

74) 貿易通報、大阪商業會議所月報
75) 大阪市統計書

明治三十六年	一月	三二五
明治三十五年	二月	三二五
明治三十四年	三月	三二五
明治三十三年	四月	三二五
明治三十二年	五月	三二五
明治三十一年	六月	三二五
明治三十年	七月	三二五
明治二十九年	八月	三二五
明治二十八年	九月	三二五
明治二十七年	十月	三二五
明治二十六年	十一月	三二五
明治二十五年	十二月	三二五
大正二年	一月	四七〇
大正三年	二月	四七〇
大正四年	三月	四七〇
大正五年	四月	四七〇
大正六年	五月	四七〇
大正七年	六月	四七〇
大正八年	七月	四七〇
大正九年	八月	四七〇
大正十年	九月	四七〇
大正十一年	十月	四七〇
大正十二年	十一月	四七〇
大正十三年	十二月	四七〇
大正十四年	一月	四七〇
大正十五年	二月	四七〇

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
明治三十三年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治三十四年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治三十五年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治三十六年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治三十七年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治三十八年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治三十九年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治四十年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治四十一年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治四十二年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治四十三年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治四十四年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
明治四十五年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正二年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正三年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正四年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正五年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正六年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正七年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三

大正八年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正九年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正十年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正十一年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正十二年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
大正十三年	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三

東京商業會議所の分は清酒中十駄を標準とし、東京市の銘柄は清酒下り酒十駄である。

以上、東京、大阪、京都の三都市に於ける清酒の卸賣價格を掲げたのである。此等の酒價は、實數以外に指數で示されてゐる事もあるが、從量税率たる清酒造石税の轉嫁を研究するのであるから、指數は之を省略したのである。

此等の清酒卸賣價格は、いづれも或種の清酒のみに限られ、加ふるに市又は商業會議所なる清酒に對しては全く第三者の立場にある公的團體の仕事であるから、或意味に於て長所を有すると共に又他の意味に於て短所をも備へてゐるのである。從つて此等の價格に對する補充として、灘の丙辰會の調査

の結果になる東京積出清酒賣捌標準値段を掲げて置く。
 元來丙辰會なるものは灘の大酒造家の團體なるが故に、その決定せし價格は寧ろ生産地價格に屬せしむべき筈なるも、その内容より見れば消費地に於ける卸賣價格である。蓋し丙辰會の此調査は東京積出清酒の賣捌値段の標準を示したものであつて單に清酒そのもの、價格のみならず附帶費、樽代、荷造費、運賃、倉敷、東京の酒問屋に支拂ふ口錢をも包含してゐるからである。嚮に第三十六表に掲げたのは此表の一部分であるが、第五十九表には其月別表を示したのである。

第五十九表 東京積出清酒賣捌標準値段の月別表(單位圓)*

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
明治三十五年					三三一・〇	三六〇・〇	三九〇・〇	三九〇・〇	四〇〇・〇	三九五・〇	三八五・〇	三八二・五	三六五・三
明治三十六年						三九〇・〇	三九〇・〇	三九〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	三九〇・〇
明治三十七年						三九〇・〇	三九〇・〇	三九〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	三九〇・〇
明治三十八年						三九〇・〇	三九〇・〇	三九〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	三九〇・〇

*本表には往々誤が存してゐるが、大勢には影響がないから、其儘採用して置く

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
明治三十九年	四八二・〇	四〇〇・〇	四七五・〇	四六二・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇
明治四十年	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇	四六五・〇
明治四十一年	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇	四八〇・〇
明治四十二年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
明治四十三年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
明治四十四年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正元年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正二年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正三年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正四年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正五年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正六年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正七年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正八年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正九年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正十年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正十一年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正十二年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正十三年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正十四年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇
大正十五年	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇	四七五・〇

明治四十二年	125.00
明治四十三年	125.00
明治四十四年	125.00
大正元	125.00
大正二	125.00
大正三	125.00
大正四	125.00
大正五	125.00
大正六	125.00
大正七	125.00
大正八	125.00
大正九	125.00
大正十	125.00
大正十一	125.00
大正十二	125.00
大正十三	125.00
大正十四	125.00
大正十五	125.00

(ト) 平均

明治三十五年	336.00
明治三十六年	336.00
明治三十七年	336.00
明治三十八年	336.00
明治三十九年	336.00
明治四十年	336.00
明治四十一年	336.00
明治四十二年	336.00
明治四十三年	336.00
明治四十四年	336.00
大正元	336.00
大正二	336.00
大正三	336.00
大正四	336.00
大正五	336.00
大正六	336.00
大正七	336.00
大正八	336.00
大正九	336.00

第三章 酒税轉嫁の諸過程 第四節 酒價より見たる酒税の轉嫁

年	月	飛切	極上	上上	上	中	下	次
大正三年	七月薄火	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正三年	九月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正四年	十一月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正四年	一月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正四年	五月樽圖	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正四年	八月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正五年	二月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正五年	四月樽圖	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正五年	七月薄火	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正五年	八月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正五年	十月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正五年	十二月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正六年	四月樽圖	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正六年	六月薄火	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正六年	九月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正六年	十月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正六年	十一月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正七年	四月樽圖	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇

年	月	飛切	極上	上上	上	中	下	次
大正八年	五月樽圖	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正八年	八月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正八年	九月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正八年	九月下旬冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正八年	十月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正八年	十一月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正八年	十二月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正九年	三月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正九年	五月樽圖	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正九年	六月薄火	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正九年	八月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正九年	十月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正九年	十一月	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正九年	十一月下旬	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正十年	四月樽圖	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇
大正十年	七月冷卸	四〇五	四〇五	四〇〇	三〇五	三〇〇	三〇〇	三〇〇

大正十年十月	大正十一年一月	大正十一年四月	大正十一年七月	大正十一年十月	大正十一年十一月	大正十二年三月	大正十三年四月	大正十三年七月	大正十三年十月	大正十三年十一月	大正十四年一月
飛切	一、七五〇	一、六二五	一、五〇〇	一、四七五	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇
極上	一、五五〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇
上上	一、三〇〇	九七五	九七五	九七五	九七五	九七五	九七五	九七五	九七五	九七五	八八〇
上	一、三〇〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	九三〇	八四〇
中	一、〇〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	七五〇
下	一、〇〇〇	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七六五	七二〇
次	一、〇〇〇	七二五	七二五	七二五	七二五	七二五	七二五	七二五	七二五	七二五	六八〇

大正十五年	大正十五年四月	大正十五年七月	大正十五年十月	
飛切	一、四〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
極上	一、三〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
上上	九〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇
上	八〇〇	七五〇	七五〇	七五〇
中	七五〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇
下	七五〇	六九〇	六九〇	六九〇
次	七〇〇	六五〇	六五〇	六五〇

備考 一、空白の所は變動なき場合及び變動ありても移出の記録なき場合である。
 二、四五月頃は新酒を本火樽圖にて賣り出し、六七月頃は上上若しくは上物以下の薄火を賣り出し、極上物以上は七八月より冷卸を賣り出し、上上物以下は十月より冷卸を賣り出す。

東京積酒價變動統計表は飛切、極上、上上、中、下、次の七種を網羅し且つ明治四十三年より今日に及んでゐる。阪神市場に於ける酒價變動統計表は極上物の價格のみを示してゐるに過ぎないが、その期間は明治三十五年から始まつてゐるのであるから、これ亦貴重なる資料たるを失はない。

第六十一表 阪神市場に於ける酒價變動統計表（極上物十款に付）

大正十一年	一月	二八四
大正十一年	二月	二八四
大正十一年	三月	二八四
大正十一年	四月	二八四
大正十一年	五月	二八四
大正十一年	六月	二八四
大正十一年	七月	二八四
大正十一年	八月	二八四
大正十一年	九月	二八四
大正十一年	十月	二八四
大正十一年	十一月	二八四
大正十一年	十二月	二八四

次に實數で現されてゐる主なるものとして、東京、大阪、京都の三大都市に於ける清酒小賣指數を示さう。

第六十三表は東京、大阪、京都に於ける商業會議所の調査である。三都市何れも白鶴標詰一升を銘柄に採用してゐる。

第六十三表 東京、大阪、京都に於ける清酒小賣價格表

大正十一年	一月	二・四〇
大正十一年	二月	二・四〇
大正十一年	三月	二・四〇
大正十一年	四月	二・四〇
大正十一年	五月	二・四〇
大正十一年	六月	二・四〇
大正十一年	七月	二・四〇
大正十一年	八月	二・四〇
大正十一年	九月	二・四〇
大正十一年	十月	二・四〇
大正十一年	十一月	二・四〇
大正十一年	十二月	二・四〇

80) 東京商業會議所報

大正十三年	一月	二・三五
大正十三年	二月	二・三五
大正十三年	三月	二・三五
大正十三年	四月	二・三五
大正十三年	五月	二・三五
大正十三年	六月	二・三五
大正十三年	七月	二・三五
大正十三年	八月	二・三五
大正十三年	九月	二・三五
大正十三年	十月	二・三五
大正十三年	十一月	二・三五
大正十三年	十二月	二・三五

(口) 京都市⁸¹⁾

大正十一年	一月	一・八〇
大正十一年	二月	一・八〇
大正十一年	三月	一・八〇
大正十一年	四月	一・八〇
大正十一年	五月	一・八〇
大正十一年	六月	一・八〇
大正十一年	七月	一・八〇
大正十一年	八月	一・八〇
大正十一年	九月	一・八〇
大正十一年	十月	一・八〇
大正十一年	十一月	一・八〇
大正十一年	十二月	一・八〇

(ハ) 大阪市⁸²⁾
一 市内普通小賣價格

大正十一年	一月	一・八四
大正十一年	二月	一・八五
大正十一年	三月	一・八二
大正十一年	四月	一・八二
大正十一年	五月	一・八五
大正十一年	六月	一・八九
大正十一年	七月	一・九四
大正十一年	八月	二・〇二
大正十一年	九月	二・〇三
大正十一年	十月	二・〇九
大正十一年	十一月	二・一三
大正十一年	十二月	二・〇〇

81) 京都の實業

82) 貿易通報、大阪商業會議所月報

酒税の轉嫁を論ず

大正十三年	一・七五
大正十四年	一・八〇
大正十五年	一・八五

二市設市場小賣價格

大正十三年	一月	一・七五
大正十四年	二月	一・八〇
大正十五年	三月	一・八五
	四月	一・九〇
	五月	一・九五
	六月	二・〇〇
	七月	二・〇五
	八月	二・一〇
	九月	二・一五
	十月	二・二〇
	十一月	二・二五
	十二月	二・三〇

材料の精確を期する上から云へば、第六十三表の商業會議所の報告は不充分の譏あるを免れない。故に、その外に當業者又は同業組合の調査をも併せ利用する必要がある。第六十四表及び第六十五表はその要求から生れて出たものである。第六十四表は當業者泉谷氏が白鶴に就きて調査したる小賣價格である。

第六十四表 大阪に於ける銘酒小賣建値異動表

(イ) 白鶴大樽一丁

大正三年	三月末	三・〇〇
大正四年	四月末	三・〇〇
大正五年	五月末	三・〇〇
大正六年	六月末	三・〇〇
大正七年	七月末	三・〇〇
大正八年	八月末	三・〇〇
大正九年	九月末	三・〇〇
大正十年	十月末	三・〇〇
大正十一年	十一月末	三・〇〇
大正十二年	十二月末	三・〇〇
大正十三年	翌年	三・〇〇
大正十四年	一月末	三・〇〇
大正十五年	二月末	三・〇〇
	三月末	三・〇〇
	四月末	三・〇〇

(ロ) 白鶴一升樽詰一本

大正十三年四月	二・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
大正十三年七月	二・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
大正十四年五月	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
外に等外酒として五等以下					

以上の統計を材料として、酒税の轉嫁と酒價との關係を調べたのである。

第二款 酒税の轉嫁と酒價

一 研究方法

間接消費税の轉嫁と課税物件の價格との關係に就いては種々なる研究が試みられてゐる。國民經濟的原則に基くかの Conrad 以下の研究は恰もその典型的のものである。

Conrad, Solanz, Laspeyres 等の研究は、要するに、時、所、物を標準として價格を遊離的に比較したものである。課税地に於ける課税物件の課税時の價格を、或

は課税地以外の所の價格、課税物件以外の物の價格、課税時以外の時の價格と對照し、以て轉嫁關係を明かにせんとするのである。然し此種の研究方法には常に重大なる假定の存する事を忘れてはならない。課税地の物價と他の地方の物價とが、税金以外の事情に於て、其動き方を一にせる事が第一に必要である。更に課税物件の價格と課税物件以外の物の價格とが、税法以外の事情に於て、同様に變動する事が必要である。第三に、課税時と非課税時とは、一般物價の動き方が、税法以外の事情に於て變化なき事が要件となつてゐる。清酒の價格の研究に於て、かゝる遊離的研究方法を施し清酒造石税の轉嫁を調査する事は果して可能であらうか。私は以下種々の點に於て疑無きを得ないのである。

第一に我國の清酒造石税は國税であつて地方税で無いから、課税地と非課税地との比較は、少くとも我が本國內に於ては不可能である。然らば本國以外と比較すれば如何と云ふ意見が出るが、かくては種々の disturbing factors の介入するを免れ難く従つて税法以外の事情同一なりとの假定が支持し難く

なるのである。

第二に我國の清酒なるものが、他の商品とは本質的に異なる需給關係に立ち、その價格の決定は獨特の法則により支配せられてゐるのである。故に、何所迄が租税轉嫁の影響なりやを、他の商品の價格と比較して決する事が困難である。

第三に最近我が國民經濟の變動が著しく、従つて課税時の影響を、課税に基くものと然らざるものとに區別する事が不可能である。

第四は、所物、時の凡てに通じたる事情であつて、清酒造石税が無等級の從量税率を採用せる事即ちこれである。清酒造石税が無等級の從量税なる結果として、酒價の變動に伴ひ清酒造石税の實質的税率は刻々變化してゐる譯である。従つて形式的税率を引上げたる場合に於ても、引上げ以上に酒價が騰貴せば事實上税率引下げの結果となり、税率引下げの際にても、酒價がそれ以上に低落せば結局税率引上げの結果を齎すのである。従つて課税時、課税場所、課税物と、時、所、物の三者につき税率の變動を研究せんとするも、所謂税率の

變動なるものが果して實質的の變動を意味するや又は形式的變動なるべきやの疑問を解決せねばならぬ。

書に私は Conrad 以下の遊離的研究方法を紹介したのであるが、自己の研究には其儘の姿では之を採用する事が出来ない。従つて茲には清酒の生産地價格、卸賣價格、小賣價格を比較して、間接に清酒造石税の轉嫁の影響を察せんと努めたのである。

二 各種の清酒價格の特質

各種の酒價の中、納税者たる酒造家に最も近きは生産地價格にして、擔税指定者たる消費者に隣接してゐるのは小賣價格である。卸賣價格は兩者の中間に位してゐる。以下第一項に掲げたる材料の中、同質性のもものみを用ひて生産地價格、卸賣價格及び小賣價格の各々の特質を比較する。

先づ生産地價格として第五十一表を見る。大正十三年に於ける全國四十六都市の地廻清酒一石當り價格の最高、最低及び平均は次の數字を示してゐる。

第六十六表 四十六都市に於ける地酒清酒一石當り價格表

最高價格 平均價格 最低價格	上酒		中酒		下酒	
	市	市	市	市	市	市
	二五・〇〇	(札幌市)	二七・〇〇	(鹿児島市)	八九・七〇	(横浜市)
	三三・三三		八二・三三		六九・五五	
	三〇・〇〇	(奈良市)	三〇・〇〇	(奈良市)	六〇・〇〇	(神戸市)
			三〇・〇〇	(井市)		

最低價格を一〇〇とすれば、最高價格は下酒に於て一四九、中酒に於て一七五、上酒に於て一七九となるのである。酒價の最初の出發點たる生産地價格に於て、已にかく大なる地方的差別が存するのであるから、凡ての酒價は可なり異質性に富んでゐるのである。

更に第五十四表地方酒第二標準産地相場異動表を見る。各酒造年度に就き、三月末より翌年四月末迄の變化の回數及び最高價格、最低價格、最低價格最高價格の幅を計算すれば、次の如くである。

第六十七表 地方酒第二標準産地相場異動果年比較表

大正二年度酒造	大正三年度酒造	大正四年度酒造	大正五年度酒造	大正六年度酒造	大正七年度酒造	大正八年度酒造	大正九年度酒造	大正十年度酒造	大正十一年度酒造	大正十二年度酒造	大正十三年度酒造	大正十四年度酒造
四	七	八	八	五	三	二	九	〇	七	四	六	六
四〇	四〇	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八	四	八	八	八	三	三	三	三	三	三	三	三

第六十七表によれば、生産地價格は隔月に一回變化し、而して最高最低兩價格の幅は最低價格の一割五分乃至十一割を示してゐるのである。次に卸賣價格と小賣價格との比較を種々の方面に於て試みる事が出来る。

第六十八表 清酒の卸賣價格及小賣價格の變動比較表

日本銀行調査物價指數 (大正十一年一月乃至 大正十五年十二月)	卸賣價格の變動	四十回(年平均八回)	小賣價格の變動	五回(年平均二回)
大阪商業會議所調査 (大正十年一月乃至 大正十五年十二月)		十五回(年平均二・三回)		四十四回(年平均七回)
東京商業會議所調査 (大正十四年三月 大正十五年六月乃至 大正十五年十二月)		三十五回(年平均七回)		八回(年平均二回)
京都商業會議所調査 (大正十年一月乃至 大正十五年十二月)		五十一回(年平均八・九回)		十七回(年平均三回)

第六十八表を見るに、變化の回数に於て卸賣價格は小賣價格よりも大體に於て多いのである。只大阪商業會議所は反對の數字を示してゐるが、これは統計のとり方より生じたる結果である。又京都商業會議所の分は小賣と卸賣との銘柄を異にしてゐるから、正確なる比較とは云ひ得ない。小賣價格と卸賣價格との變化を更に詳細に比較する爲めに、次に標本調査を試みる。

卸賣價格の代表として「第五十九表東京積出清酒賣捌標準値段の月別表(ロ)極上」、「第六十表東京積酒價變動統計表の極上」、「第六十一表阪神市場に於け

る酒價變動統計表」の三種を採る。大正四年四月以後大正十五年十月に至る百三十九箇月間の相場は次の如き變化の回数を示してゐる。

第五十九表	第六十表	第六十一表
保合の回数 五一回 變化の回数 六九回 騰貴の場合 四〇回 下落の場合 二九回 不明 一八回 (亂調子、商況不投見送、 品不抽研究見合、相場不定)	保合の回数 八九回 變化の回数 四九回 騰貴の場合 三〇回 下落の場合 一九回	保合の回数 九五回 變化の回数 四三回 騰貴の場合 二九回 下落の場合 一四回

小賣價格としては第六十五表(イ)即ち大阪酒類商同業組合の清酒樽賣價格改定表の一等酒の價格を調査し、卸賣價格と同様に百三十九箇月間の價格の變化を算定する。次の如くである。

保合の回数	一〇九回
變化の回数	二九回
騰貴の場合	二一回